

生活安全の確保と 犯罪捜査活動

第2章 CHAPTER 2



第1節

犯罪情勢とその対策

1 刑法犯

(1) 刑法犯の認知・検挙状況

刑法犯の認知件数は、平成8年から14年にかけて戦後最多の記録を更新し続け、14年には285万件を突破した。その後、15年から減少に転じ、23年中は148万765件と前年より10万5,091件(6.6%)減少した。しかし、減少傾向にあるとはいえ、120万件前後で推移していた昭和40年代と比較すると依然として高い水準にあることに変わりなく、情勢は依然として厳しい。

刑法犯の検挙件数は、15年から19年にかけて60万件台で推移していたが、20年には50万件台となり、23年中は46万2,540件と前年より3万4,816件(7.0%)減少した。

刑法犯の検挙人員は、9年以降30万人台で推移しており、13年から16年にかけて増加を続けていたが、17年から減少に転じ、23年中は30万5,631人と前年より1万6,989人(5.3%)減少した。

刑法犯の検挙率は、昭和期にはおおむね60%前後の水準であったが、平成に入ってから急激に低下し、13年には19.8%と戦後最低を記録した。その後、14年から19年にかけて上昇し、18年以降は31%～32%台で推移している。23年中は31.2%と前年より0.2ポイント低下した。

図2-1 刑法犯の認知・検挙状況の推移(昭和21～平成23年)

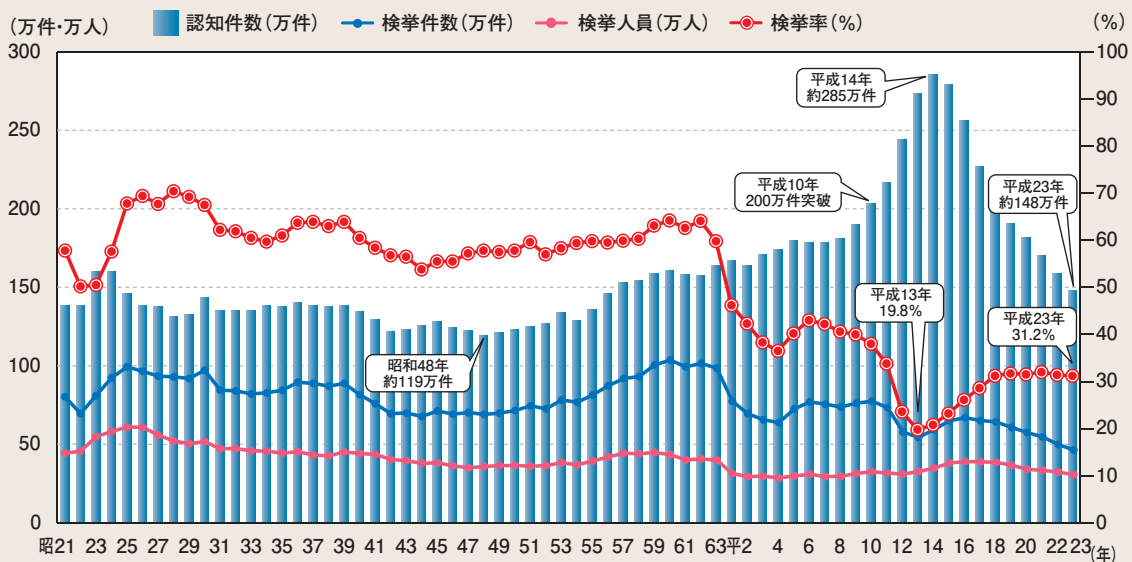


表2-1 刑法犯の認知・検挙状況の推移(平成14～23年)

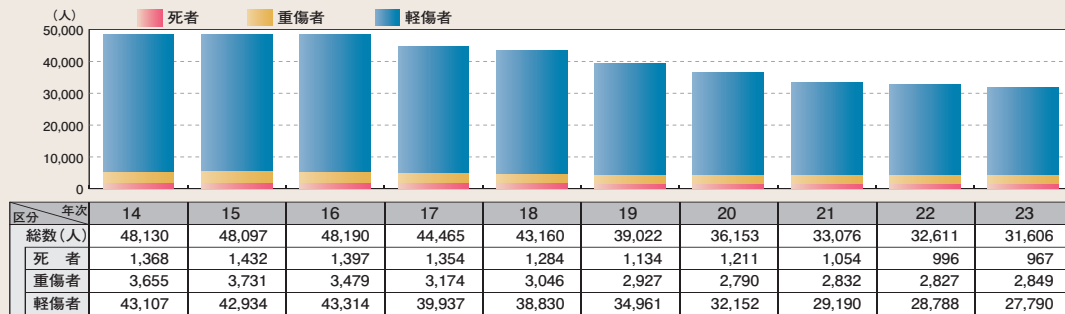
区分	年次	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23
認知件数(件)		2,853,739	2,790,136	2,562,767	2,269,293	2,050,850	1,908,836	1,818,023	1,703,044	1,585,856	1,480,765
検挙件数(件)		592,359	648,319	667,620	649,503	640,657	605,358	573,392	544,699	497,356	462,540
検挙人員(人)		347,558	379,602	389,027	386,955	384,250	365,577	339,752	332,888	322,620	305,631
検挙率(%)		20.8	23.2	26.1	28.6	31.2	31.7	31.5	32.0	31.4	31.2

(2) 刑法犯の被害状況

平成23年中の刑法犯により死亡し、又は傷害を受けた者の数は3万1,606人と前年より1,005人(3.1%)減少し、死亡した者の数も967人と前年より29人(2.9%)減少した。

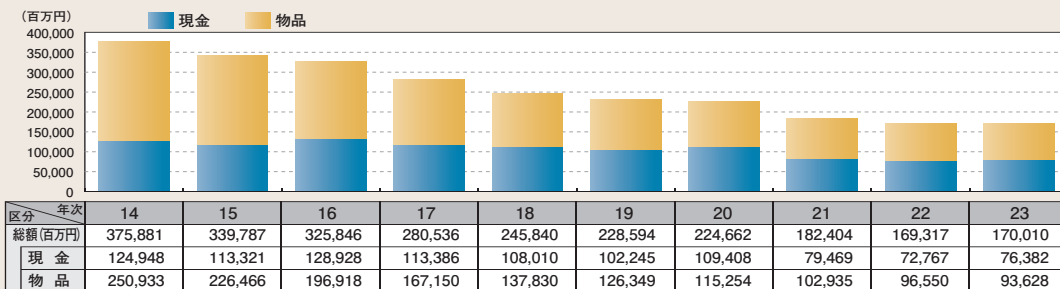
23年中の財産犯^(注1)の被害額は約1,700億1,000万円と前年より約7億円(0.4%)増加した。

図2-2 刑法犯により死亡し、又は傷害を受けた者の数の推移(平成14～23年)



注：重傷者とは、全治1箇月以上の傷害を負った者をいう。

図2-3 財産犯の被害額の推移(平成14～23年)

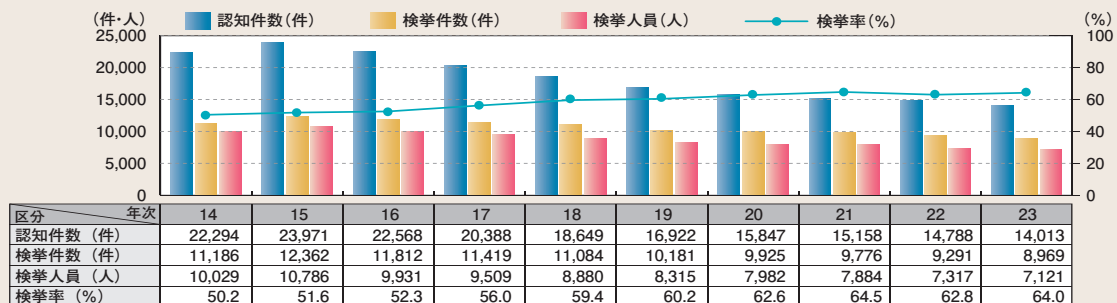


(3) 重要犯罪の認知・検挙状況

重要犯罪^(注2)の認知件数は、平成11年から15年にかけて、強盗と強制わいせつを中心に急激に増加したが、16年から減少に転じ、23年中は1万4,013件と前年より775件(5.2%)減少した。

重要犯罪の検挙件数及び検挙人員は、平成の初期の頃から増加傾向にあったが、16年から減少に転じ、23年中はいずれも前年より減少した。重要犯罪の検挙率は、11年から14年にかけて急激に低下し、15年以降は上昇傾向にあり、23年中は64.0%と前年より1.2ポイント上昇した。

図2-4 重要犯罪の認知・検挙状況の推移(平成14～23年)



注1：強盗、恐喝、窃盗、詐欺、横領及び占有離脱物横領をいう。

注2：殺人、強盗、強姦、強制わいせつ、放火及び略取誘拐・人身売買をいう。

① 殺人

殺人の認知件数は、16年以降減少傾向となり、23年中は1,051件と前年より16件（1.5%）減少し戦後最少となった。23年中の検挙件数は前年と同数（1,029件）で、検挙人員は前年より減少した。23年中の検挙率は97.9%と前年より1.5ポイント上昇し、他の重要犯罪の罪種に比べ高い水準を維持している。殺人の解決事件^(注)を除いた検挙件数を被疑者と被害者の関係別にみると親族間が489件（52.0%）と最も多く、そのうち配偶者（内縁を含む。）が158件で最も多かった。

図2-5 殺人の認知・検挙状況の推移（平成14～23年）

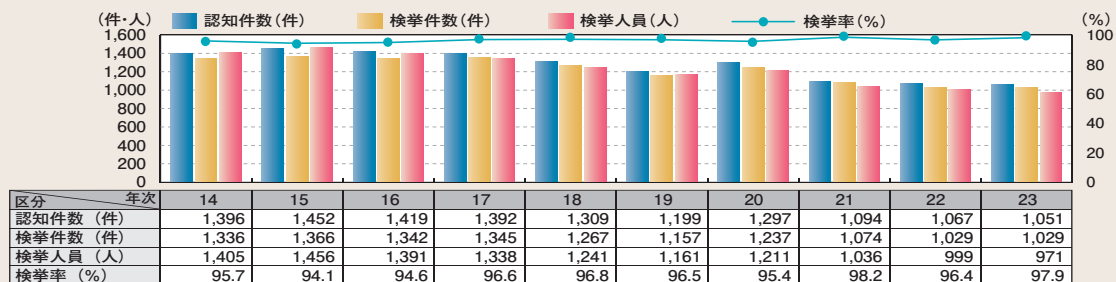


図2-6 殺人の被疑者と被害者の関係別検挙状況（平成23年）

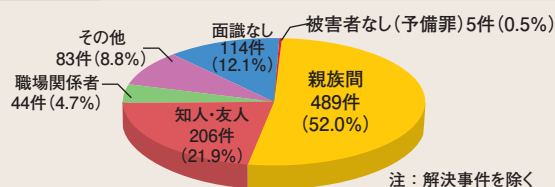
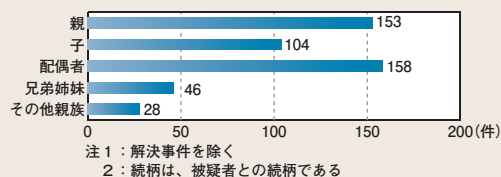


図2-7 親族間の殺人の被疑者と被害者の関係別検挙状況（平成23年）



② 強盗

強盗の認知件数は、16年以降減少傾向となり、23年中は3,673件と前年より356件（8.8%）減少した。また、23年中の検挙件数及び検挙人員も前年より減少した。23年中の検挙率は64.9%と前年より2.5ポイント上昇した。

なお、手口別の認知件数では、侵入強盗が1,489件で、うち42.3%がコンビニ強盗、29.8%がその他店舗強盗であり、非侵入強盗は2,184件で、うち50.7%が路上強盗であった。

図2-8 強盗の認知・検挙状況の推移（平成14～23年）

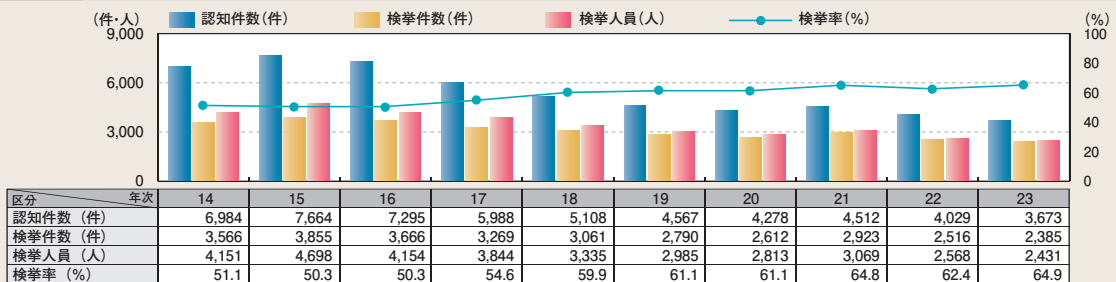


図2-9 侵入強盗の手口別認知状況（平成23年）

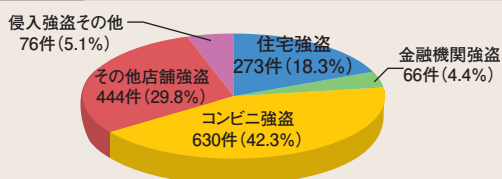
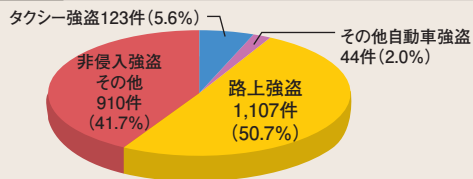


図2-10 非侵入強盗の手口別認知状況（平成23年）



注：刑法犯として認知され、既に統計に計上されている事件であって、これを捜査した結果、刑事責任無能力者の行為であることなどの理由により犯罪が成立しないこと又は訴訟条件・処罰条件を欠くことが確認された事件をいう。

③ 強姦・強制わいせつ

強姦の認知件数は、9年から15年にかけて増加傾向にあったが、16年から減少に転じ、23年中は1,185件と前年より104件（8.1%）減少した。また、23年中の検挙件数及び検挙人員も前年より減少した。23年中の検挙率は83.8%と前年より1.3ポイント上昇した。

強制わいせつの認知件数は、16年以降減少傾向にあり、23年中は6,870件と前年より157件（2.2%）減少した。また、23年中の検挙件数は前年より減少したが、検挙人員は前年より増加した。検挙率は15年以降上昇を続けていたが22年に低下し、23年中も51.7%と前年より0.1ポイント低下した。

図2-11 強姦の認知・検挙状況の推移（平成14～23年）

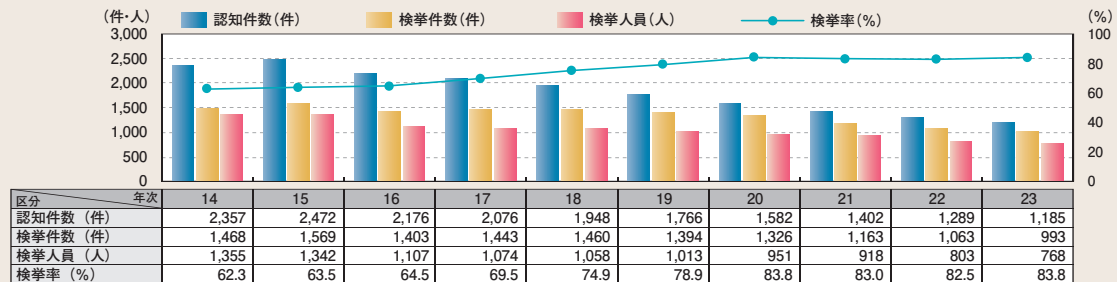
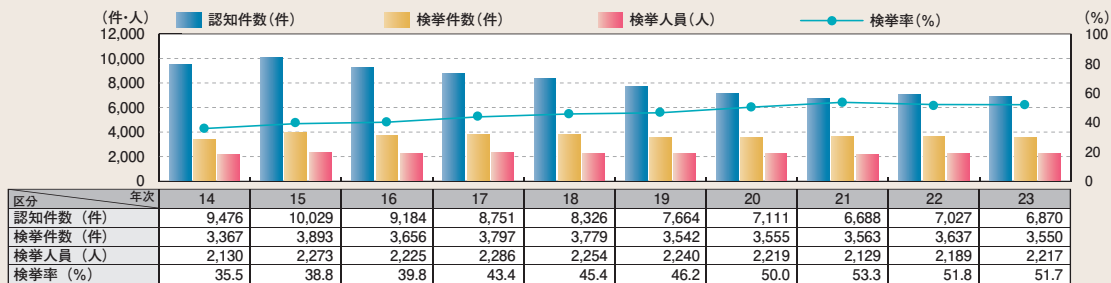


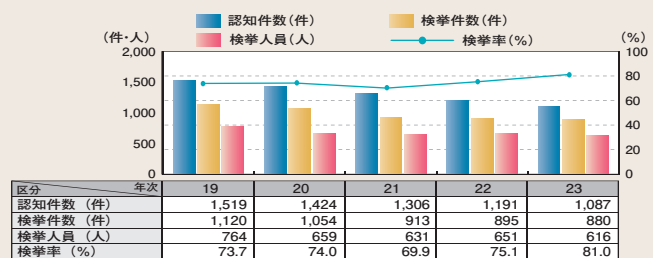
図2-12 強制わいせつの認知・検挙状況の推移（平成14～23年）



④ 放火

放火の認知件数は、17年以降減少し、23年中は1,087件と前年より104件（8.7%）減少した。また23年中の検挙件数及び検挙人員は前年より減少した。23年中の検挙率は81.0%と前年より5.9ポイント上昇した。

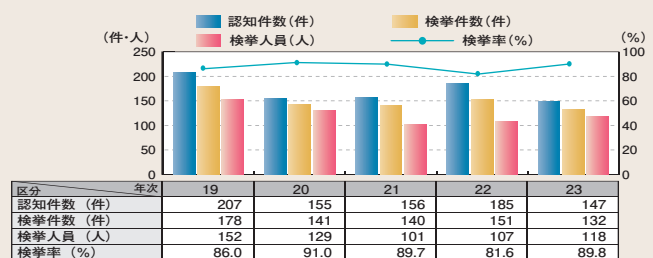
図2-13 放火の認知・検挙状況の推移（平成19～23年）



⑤ 略取誘拐・人身売買

略取誘拐・人身売買の認知件数は、17年以降増減を繰り返し、23年中は147件と前年より38件（20.5%）減少した。また、23年中の検挙件数は前年より減少したが、検挙人員は前年より増加した。23年中の検挙率は89.8%と前年より8.2ポイント上昇した。

図2-14 略取誘拐・人身売買の認知・検挙状況の推移（平成19～23年）



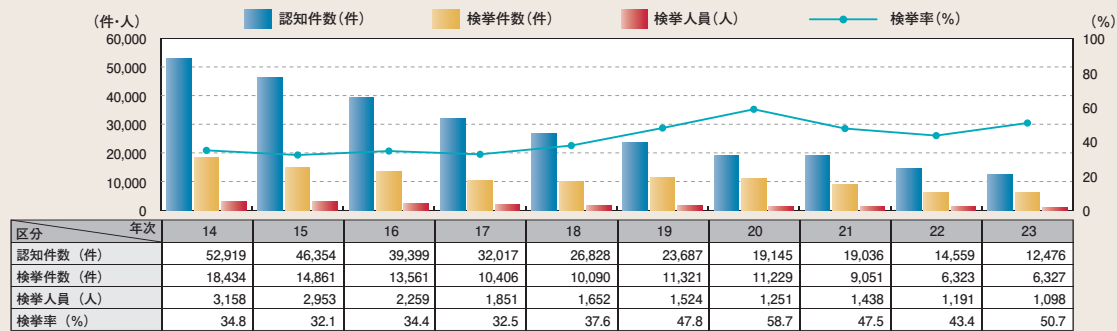
2 国民の身近で発生する犯罪

(1) 国民の身近で発生する犯罪の認知・検挙状況

① ひったくり

ひったくりの認知件数は、平成3年から14年にかけて増加を続けていたが、15年から減少に転じ、23年中は1万2,476件と前年より2,083件(14.3%)減少した。また、検挙件数は6,327件と前年より4件(0.1%)増加したが、検挙人員は1,098人と前年より93人(7.8%)減少した。検挙人員の52.0%は少年である。

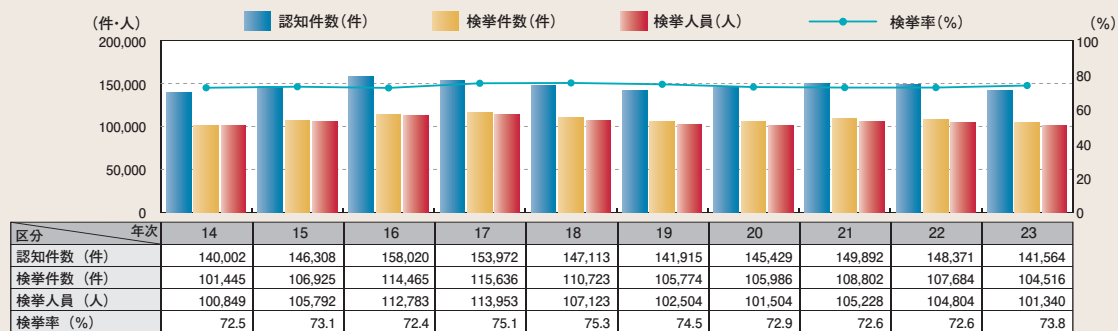
図2-15 ひったくりの認知・検挙状況の推移(平成14~23年)



② 万引き

万引きの認知件数は、23年中は14万1,564件と前年より6,807件(4.6%)減少しているが、刑法犯認知件数が平成15年以降9年連続で減少する中、平成14年以降14万件以上で推移し、高止まりの状況にある。23年中の検挙件数は10万4,516件、検挙人員は10万1,340人とそれぞれ前年より3,168件(2.9%)、3,464人(3.3%)減少した。

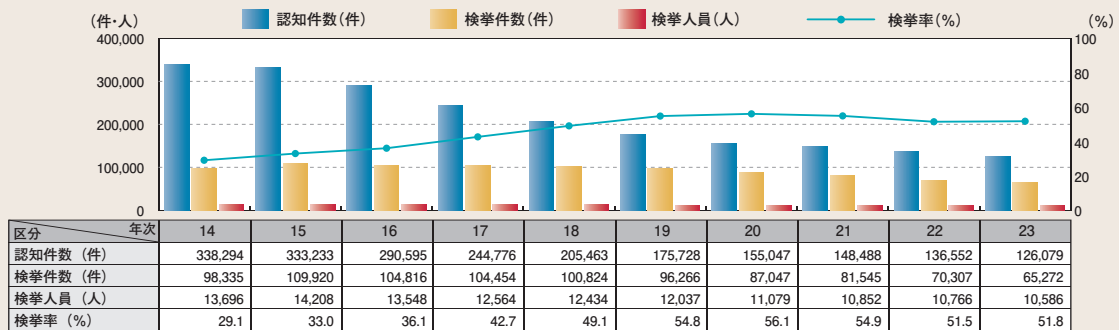
図2-16 万引きの認知・検挙状況の推移(平成14~23年)



③ 侵入窃盗

侵入窃盗の認知件数は、10年から14年にかけて増加を続けていたが、15年から減少に転じ、23年中は12万6,079件と前年より1万473件(7.7%)減少した。検挙件数及び検挙人員は16年以降減少しており、23年中の検挙件数は6万5,272件、検挙人員は1万586人とそれぞれ前年より5,035件(7.2%)、180人(1.7%)減少した。

図 2-17 侵入窃盗の認知・検挙状況の推移 (平成14～23年)

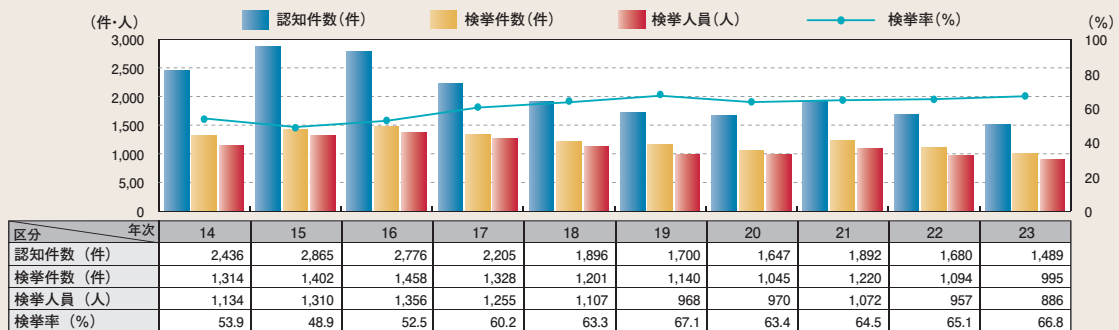


④ 侵入強盗

侵入強盗の認知件数は、10年から15年にかけて急増した後、16年から減少傾向にあり、23年中は1,489件と前年より191件(11.4%)減少した。検挙件数及び検挙人員は17年から減少傾向にあり、23年中は検挙件数995件、検挙人員886人とそれぞれ前年より99件(9.0%)、71人(7.4%)減少した。

このうち、23年中における住宅を対象とした強盗事件の認知件数は273件と前年より63件(18.8%)減少したほか、コンビニエンスストア等の店舗を対象とした強盗事件の認知件数も1,074件と前年より129件(10.7%)減少した。

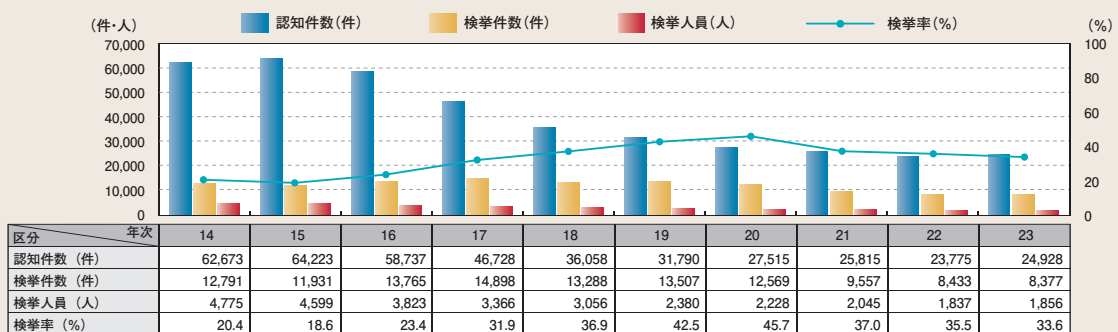
図 2-18 侵入強盗の認知・検挙状況の推移 (平成14～23年)



⑤ 自動車盗

自動車盗の認知件数は、11年から13年にかけて急増した後、16年から減少に転じたが、23年中は2万4,928件と前年より1,153件(4.8%)増加した。また、検挙件数は8,377件と前年より56件(0.7%)減少したが、検挙人員は1,856人と前年より19人(1.0%)増加した。

図 2-19 自動車盗の認知・検挙状況の推移 (平成14～23年)



(2) 地域の犯罪情勢に即した犯罪抑止対策

犯罪情勢や社会構造の変化に伴って、警察活動を取り巻く環境が非常に複雑になってきていることなどを背景に、国民の警察に対する要請が多様化している。これに応えるため、警察では、地域の犯罪情勢に即して警察活動を戦略的に展開し、地域住民に不安感を生じさせる身近な事案や事件に迅速かつ確に対応することを目的とした、以下のような内容を大きな柱とする総合的な犯罪抑止対策を推進している。

① 犯罪抑止計画の策定

地域の犯罪情勢に即した効果的な犯罪抑止対策とするため、警察署ごとに、相談、警ら、捜査その他の警察活動により収集した情報等を分析し、その管轄区域において重点的に抑止すべき種類の犯罪を定め、犯罪抑止計画を策定することとしており、また、警察本部においても、全国的な犯罪情勢を勘案し、関係する警察本部及び警察署が連携して広域的な抑止活動を行う必要がある種類の犯罪を定めて、犯罪抑止計画を策定することとしている。

② 地域住民等との連携協働

治安上の脅威に対して十分な耐性のある地域社会を構築するためには、地域住民、事業者、関係団体、自治体等と連携協働した取組が必要不可欠である。したがって、犯罪抑止計画には、犯罪抑止に係る地域住民等の役割や、警察が行う地域住民等に対する地域の犯罪情勢等の情報提供等の支援について、できる限り具体的に定めることとし、また、地域住民等との連携協働を図る際には、既に警察と協力関係にある者・団体のみ依存することなく、より広範な連携協働を目指すこととしている。



防犯情報を提供する電子メールに係る広報



地域住民による防犯パトロール

(3) 個別の犯罪類型に応じた抑止対策

① ひったくり対策

警察では、ひったくり事件の発生状況や手口を分析して、ひったくりの被害防止に効果のあるかばんの携行方法や通行方法等について指導啓発を行うほか、防犯協会等と協力し、自転車の前かごに取り付けるひったくり防止カバー等の普及を促進するなどしている。

② 万引き対策

警察では、“たかが万引き”といった風潮を一掃し、万引きを許さない社会気運の醸成や規範意識の向上を図るため、社会を挙げた万引き対策を推進している。警察庁では、この取組を全国的に展開するため、22年10月、関係機関・団体と「万引き防止官民合同会議」を開催するとともに、被害の届出に伴う被害者の負担軽減を図るため、万引きに係る捜査書類を簡素化した。また、書籍やCD・DVD等の換金を目的とする万引きの被害が増加していることを受け、23年4月から、古物商に対して、安価で買い受ける場合であっても本人確認義務を課すこととするなど、万引き防止対策を強化している。

図 2 -20 万引き防止のための防犯責任者養成講座



③ 侵入犯罪対策

警察庁、経済産業省、国土交通省及び建物部品関連の民間団体から成る「防犯性能の高い建物部品の開発・普及に関する官民合同会議」では、16年4月から、侵入までに5分以上の時間を要するなど一定の防犯性能があると評価した建物部品（CP部品）を掲載した「防犯性能の高い建物部品目録」をウェブサイトで公表するなどして、CP部品の普及に努めている。24年3月末現在で17種類3,157品目が目録に掲載されている。

さらに、警察庁のウェブサイトに「住まいの防犯110番」(<http://www.npa.go.jp/safetylife/seianki26/index.html>) を開設し、侵入犯罪対策の広報を推進している。



CPマーク
CP部品だけが表示できる共通標章でCrime Prevention（防犯）の頭文字を図案化したもの



住まいの防犯110番

④ 店舗対象の強盗対策

コンビニエンスストアや金融機関等を対象とした強盗対策として、警察では、防犯体制、現金管理の方法、店舗等の構造、防犯設備等に関して基準を定め、各店舗・団体等に対し指導を行うとともに警察官の巡回や機会を捉えた防犯訓練等を実施している。また、大手飲食チェーン店舗を対象とした強盗事件が夜間に多発したことを受けて、運営会社に対し防犯対策の強化を要請したほか、各店舗における複数勤務体制の実施、店舗等の構造、防犯設備等に関し、各店舗に対する防犯診断・防犯指導等を継続実施している。



大手飲食チェーン店舗に対する防犯指導

⑤ 自動車盗対策

警察庁、財務省、経済産業省、国土交通省及び民間18団体から成る「自動車盗難等の防止に関する官民合同プロジェクトチーム」では、「自動車盗難等防止行動計画」（平成14年1月策定、22年1月改定）に基づき、イモビライザ等を備えた盗難防止性能の高い自動車の普及、使用者に対する防犯指導及び広報啓発、盗難自動車の不正輸出防止対策等を推進している。



自動車盗難防止の広報ポスター

3 振り込め詐欺を始めとする特殊詐欺

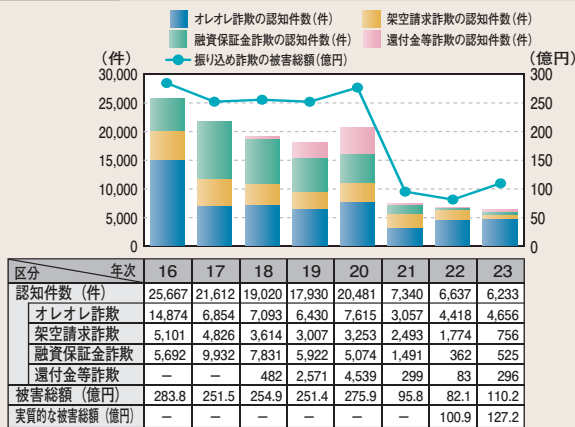
(1) 特殊詐欺の現状

特殊詐欺とは、被害者に電話をかけるなどして対面することなく欺もうし、指定した預貯金口座への振り込みその他の方法により、不特定多数の者から現金等をだまし取る犯罪（現金等を脅し取る恐喝も含む。）の総称であり、その代表的なものが振り込め詐欺（オレオレ詐欺^(注1)、架空請求詐欺^(注2)、融資保証金詐欺^(注3)及び還付金等詐欺^(注4)）である。

23年中の振り込め詐欺の認知件数は前年より僅かに減少したものの、被害総額は前年より大幅に増加した。また、類型別にみると、オレオレ詐欺が認知件数、被害額ともに増加し、振り込め詐欺全体の被害総額が増加した大きな要因となっている。

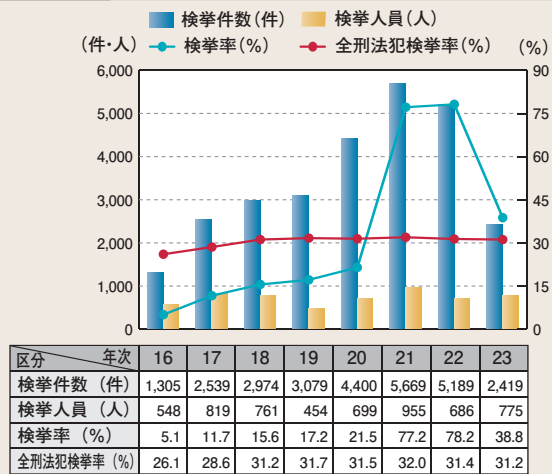
さらに、近年、未公開株・社債や外国通貨等の売買勧誘をめぐる詐欺等、従来の振り込め詐欺の類型には該当しない特殊詐欺が全国的に多発し、多額の被害が発生している。

図 2 -21 振り込め詐欺の認知件数・被害総額の推移（平成16～23年）



注：実質的な被害総額とは、親族、警察官等を装ってキャッシュカードを直接受け取る手口のオレオレ詐欺におけるATMからの引出（窃取）額を加えたものであり、実務統計による集計数値である。

図 2 -22 振り込め詐欺の検挙状況の推移（平成16～23年）



(2) 特殊詐欺を撲滅するための取組

警察では、依然として大きな被害が発生しているこれらの特殊詐欺を撲滅するため、引き続き諸対策を推進している。

① 警察の総力を挙げた取締活動の推進

都道府県警察では、現に犯行を繰り返す特殊詐欺の犯行グループに重点を指向し、部門横断的な集中取締体制の構築等により、検挙の徹底を図っている。また、警察庁では、集約した情報を都道府県警察に還元し、戦略的な取締活動を推進するとともに、都道府県警察間の合同・共同捜査を積極的に推進している。

また、架空・他人名義の携帯電話や預貯金口座等が特殊詐欺に利用されていることから、これらの流通を遮断し、犯行グループの手に渡らないようにするため、預貯金口座を売買するなどの特殊詐欺を助長する行為についても、関係法令を駆使して取締りに当たっている。

注1：親族を装うなどして電話をかけ、会社における横領金の補填金等の様々な名目で現金が至急必要であるかのように信じ込ませ、動転した被害者に指定した預貯金口座に現金を振り込ませるなどの手口による詐欺

2：架空の事実を口実に品金を請求する文書を送付して、指定した預貯金口座に現金を振り込ませるなどの手口による詐欺

3：融資を受けるための保証金の名目で、指定した預貯金口座に現金を振り込ませるなどの手口による詐欺

4：市区町村の職員等を装い、医療費の還付等に必要の手続きを装って現金自動預払機（ATM）を操作させて口座間送金により振り込ませる手口による電子計算機使用詐欺（平成18年6月に初めて認知された。）

さらに、外国に渡航した日本人が同国内の犯行拠点から日本国内の被害者に電話をかけているケースがあることから、外国治安機関と緊密な連携を図っている。

② 国民から寄せられた情報による先制的抑止措置の推進

警察では、110番通報のほか、警察相談専用電話（全国统一電話番号「#（シャープ）9110」）及び専用メールアドレス等様々な窓口を通じて、特殊詐欺に関する相談や情報を幅広く受け付けている。また、国民から寄せられた情報を活用し、携帯電話事業者に対する犯行に利用された携帯電話の契約者確認の求め、金融機関に対する振込先指定口座の凍結依頼等による犯行ツールの無力化等を実施するほか、「だまされた振り作戦^(注1)」による犯人の検挙を推進している。

③ 官民一体となった予防活動の推進

ア 広報啓発活動の推進

特殊詐欺の被害を防止するためには、国民の犯罪に対する「抵抗力^(注2)」を高めていくことが重要である。このため、警察では、巡回連絡の機会やテレビ等を通じて、その手口や被害に遭わないための注意点等の情報を積極的に国民に対して提供しているほか、コールセンターの活用や防犯ボランティア団体の協力により、高齢者宅へ電話をかけたり、戸別訪問をしたりして注意喚起するなど、高齢者等に対する直接的・個別的な働き掛けを推進している。

イ 関係機関・団体等との連携

特殊詐欺の被害金の多くがATMや金融機関窓口を利用して送金されていることから、金融機関の職員等による利用者への声掛けは、被害防止のために極めて重要である。このため、警察は、金融機関、コンビニエンスストア等に対し、特殊詐欺が疑われる場合の利用者への声掛けや警察への通報を積極的に行うよう求めるとともに、全国銀行協会が主催する被害防止のためのキャンペーンに協力するなど、官民一体となった予防活動を推進している。



広報啓発ポスター

コラム ① 「家族の絆」で特殊詐欺撃退!

警察では、家族間のコミュニケーションを増やしてオレオレ詐欺の被害を防ごうと、主な被害者である高齢者の子や孫の世代に対しても被害防止策を説明し、伝えてもらう取組を推進している。

静岡県警察では、警察官が県内の企業を訪問して朝礼等に参加し、従業員らに対して『「お金の振り込みをお願いする電話をかけることはないからだまされないで」と親や祖父母等に伝えてほしい。家族間で合言葉を決めておくことも有効』などと呼び掛けている。



企業の朝礼で被害防止を呼び掛けている状況

注1：特殊詐欺の電話等を受け、特殊詐欺であると見破った場合に、だまされた振りをしつつ、犯人が利用する携帯電話や預貯金口座等に関する情報を聞き出すことにより、契約者確認の求めや口座凍結依頼を活用して犯行ツールの無力化を図るほか、犯人に現金等を手渡しする約束をした上で警察へ通報してもらい、被害者宅等の約束した場所に現れた犯人を検挙するものであり、国民の積極的かつ自発的な協力に基づく取組である。

注2：国民の犯罪に対する認識度や被害に遭わないための注意力にとどまらず、国民自らが被害防止に向けた取組に積極的に参画するなどにより、犯罪を社会から排除していく力のこと。

4 構造的な不正事案

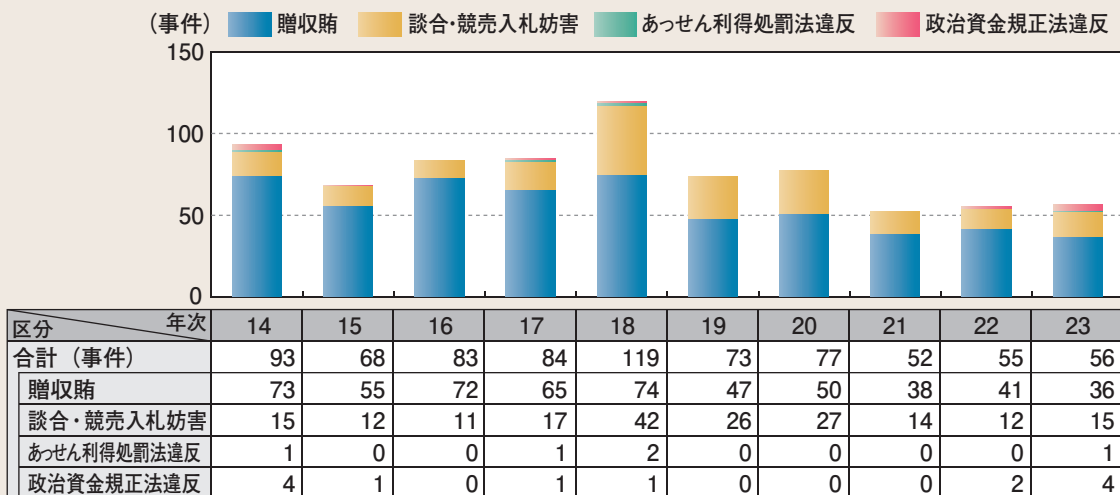
(1) 政治・行政をめぐる不正事案

国や地方公共団体の幹部や職員等による贈収賄事件、競売入札妨害事件、買収等の公職選挙法違反事件等の政治・行政をめぐる不正が相次いで表面化している。

警察では、不正の実態に応じて様々な刑罰法令を適用するなどして、事案の解明を進めている。

第17回統一地方選挙（平成23年4月10日及び同月24日施行）における選挙期日後90日現在（23年7月9日及び同月23日現在）の公職選挙法違反の検挙件数は554件、検挙人員は1,080人（うち逮捕者157人）と、前回の第16回統一地方選挙期日後90日の時点に比べ、検挙件数は472件（46.0%）、検挙人員は354人（24.7%）減少した。

図2-23 政治・行政をめぐる不正事案の検挙事件数の推移（平成14～23年）



注1：公職選挙法違反事件を除く。

注2：同一の被疑者で同種の余罪がある場合でも、一つの事件として計上した統計

事例 ①

Case

元稲沢市議会議員（65）は、20年3月頃及び同年6月頃の2回にわたり、不動産仲介業者及び行政書士から、請託を受けて要件を満たさない土地開発行為を許可するよう同市建設部長らに対して働き掛けたことの報酬として、現金合計100万円を収受した。23年4月、同元市議会議員をあっせん収賄罪で逮捕した（愛知）。

事例 ②

Case

大石田町長（75）は、19年8月頃、土木建設会社代表取締役から、請託を受けて同町発注の指名競争入札の指名業者から特定業者を除外し、同土木建設会社による落札を容易にしたことの報酬として、現金100万円を収受した。23年9月、同町長を受託収賄罪で逮捕した（山形）。

事例 ③

Case

県議会議員選挙の候補者で当選した者（65）らは、同人のための投票及び選挙運動の報酬として、23年2月上旬頃、選挙人十数名に対し供応接待するとともに、同年1月下旬頃から同年3月中旬頃にかけて、選挙人数名に現金合計約200万円を供与した。同年5月までに同候補者ら3人を公職選挙法違反（買収）で逮捕した（福井）。

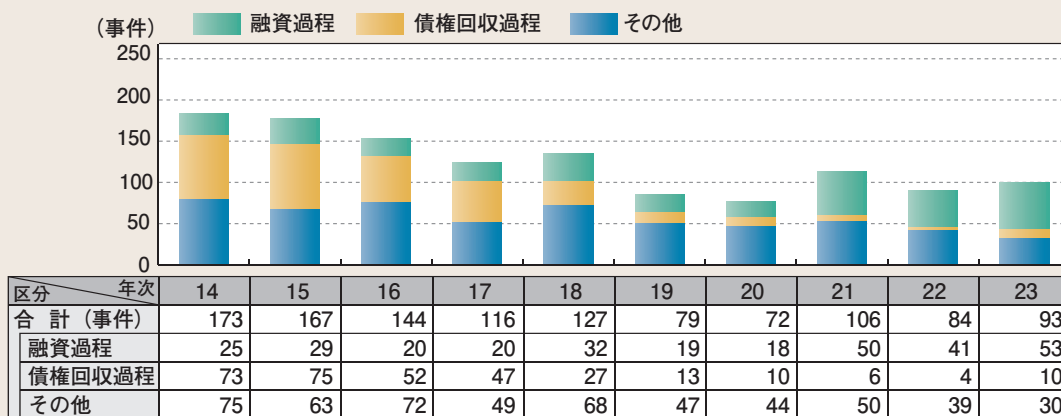
(2) 経済をめぐる不正事案

最近の悪化した経済状況を背景として、金融機関からの各種融資をめぐる詐欺事犯、証券市場を舞台とした証券の発行や取引に関連した事犯のほか、役職員らによる不正等企業の内部統制の不備に起因する事犯が後を絶たない状況にある。また、生活保護費や年金等の社会保障制度を悪用した事犯や国の補助金等の不正受給事犯も相次いで発生している。

警察では、これら金融・不良債権関連事犯、証券取引事犯、企業の経営等に係る違法事犯、その他国民の経済活動の健全性又は信頼性に重大な影響を及ぼすおそれのある犯罪の取締りを推進している。

また、このような犯罪の捜査では、対象となる企業等の財務実態の解明が不可欠であるとともに、年々、犯行手口が巧妙化していることから、都道府県警察において、公認会計士や税理士等の専門的な知識を有する者を財務捜査官として採用し、その高度な技能を活用して事案の早期解明を図っている。

図2-24 金融・不良債権関連事犯の検挙事件数の推移（平成14～23年）



事例 1 Case

稲川会傘下組織幹部の男(41)らは、住宅ローン融資の名目で金融機関から現金をだまし取ろうと企て、21年7月頃から22年9月頃にかけて、収入や借入金等について虚偽の内容を記載した住宅ローンの借入申込書を提出するなどして金融機関に融資を承認させ、総額約1億2,300万円をだまし取った。23年9月までに、12人を詐欺罪で逮捕した(山形)。

事例 2 Case

ゲームソフト販売会社の代表取締役(40)は、第三者割当増資を行って債務超過を解消するとともに同社の株価を上げようとして、22年2月頃、不動産の現物出資による第三者割当増資の公表に際して、不動産鑑定士に虚偽の内容の鑑定評価書を作成させるなどして当該不動産の価値を過大評価し、募集株式の払込金額に相当する価値のある不動産が現物出資として給付される旨の虚偽事実を公表した。23年7月、7人を金融商品取引法違反(偽計)で逮捕した(大阪)。

事例 3 Case

投資会社の幹部(38)らは、高齢者等を対象に、商品の市場価格を指標として顧客と相対取引を行う差金決済取引に係る預託証拠金名目で金銭をだまし取ろうと企て、20年7月頃から21年7月頃にかけて、顧客110名に対し、同社への投資が安全かつ高利率の資産運用であるかのように虚偽の内容を伝え、現金合計約4億5,600万円及び小切手2通(額面合計300万円)をだまし取った。23年1月、8人を詐欺罪で逮捕した(大阪)。

5 通貨偽造犯罪・カード犯罪

(1) 通貨偽造犯罪

① 発見状況

過去10年間の偽造日本銀行券の発見枚数^(注1)の推移は次のとおりであり、平成23年中は、前年より減少した。

表2-2 偽造日本銀行券の発見枚数の推移(平成14~23年)

区分	年次	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23
合計(枚)		20,211	16,910	25,858	12,203	4,288	15,779	2,540	3,433	3,609	1,536
一万円券		6,815	6,138	8,828	5,714	3,293	3,562	1,975	1,966	2,427	1,157
五千円券		754	1,097	1,007	557	249	121	105	278	474	85
二千円券		5	99	11	7	10	13	6	9	327	3
千円券		12,637	9,576	16,012	5,925	736	12,083	454	1,180	381	291

② 特徴的傾向と対策

最近の偽造日本銀行券の中には、精巧に偽造されたものが発見されている。これは、高性能のプリンタ等が一般に普及したためと考えられる。

警察庁では、財務省、日本銀行等と連携して、ポスターやウェブサイトで偽造日本銀行券が行使された事例や偽造通貨を見破る方法を紹介するなどして、国民の注意を喚起している。また、コンピュータ関連機器、自動販売機等の製造業者団体に通貨偽造犯罪対策の強化を要請するなどしている。

事例

Case

契約社員の男(36)は、23年3月頃、東京都内の勤務先において、カラープリンタ等を使用して一万円券を偽造した上、同月頃、都内の飲食店等で飲食代金等として偽造一万円券を手渡し、行使した。同年7月、偽造通貨行使罪で逮捕した(警視庁)。



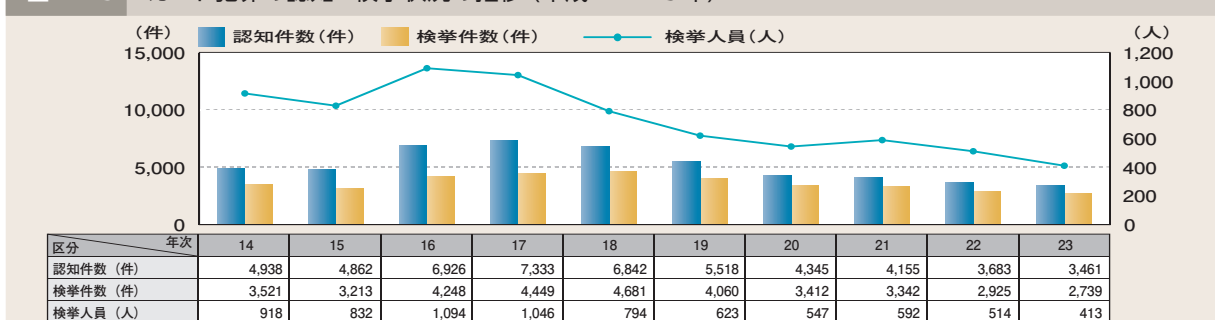
押収した偽造日本銀行券等

(2) カード犯罪

過去10年間のカード犯罪^(注2)の認知・検挙状況の推移は次のとおりであり、平成23年中の認知件数、検挙件数及び検挙人員は前年より減少した。

警察では、早期検挙のため捜査を徹底するほか、口座名義人からキャッシュカード等の盗難・紛失の届出があった場合はカードの利用停止を促すなど、被害の拡大防止に努めている。

図2-25 カード犯罪の認知・検挙状況の推移(平成14~23年)



注1:届出等により警察が押収した枚数

2:クレジットカード、キャッシュカード、プリペイドカード及び消費者金融カードを悪用した犯罪

6 悪質商法、ヤミ金融事犯等

(1) 悪質商法

① 利殖勧誘事犯

平成23年中の利殖勧誘事犯^(注1)の検挙状況は表2-4のとおりであり、ファンドに関連した事犯及び未公開株に関連した事犯の検挙が多くを占めた。全国の消費生活センターに寄せられた利殖勧誘事犯に係る相談^(注2)については、未公開株、商品先物、公社債等の取引を装う事犯に係るものが減少する一方、ファンドの取引や過去の投資被害の救済を装う事犯に係るものが目立った。

警察では、利殖勧誘事犯の被害拡大防止・被害回復を図るため、利殖勧誘事犯を集中的に取り締まるとともに、口座凍結のための金融機関への情報提供を推進しており、23年中の情報提供件数は2,746件であった。



広報ポスター

表2-3 利殖勧誘事犯の検挙状況の推移 (平成19～23年)

区分	年次	19	20	21	22	23
検挙事件数 (事件)		12	22	29	31	35
検挙人員 (人)		86	117	125	110	184

表2-4 利殖勧誘事犯の類型別検挙状況 (平成23年)

類型	検挙事件数 (事件)	検挙人員 (人)	検挙法人 (法人)	被害人員等 (人)	被害額等 (億円)
ファンドに関連した事犯	19	73	4	11,455	297.3
未公開株に関連した事犯	5	24	1	1,700	55.2
先物取引に関連した事犯	3	36	0	1,891	94.3
公社債に関連した事犯	2	12	0	88	4.4
その他預り金に関連した事犯	4	5	0	266	26.7
その他の事犯	2	34	0	48,930	112.8
計	35	184	5	64,330	590.7

注：その他の事犯には、詐欺（1事件）及び無限連鎖講事犯（1事件）を計上している。

事例 ①

Case

海外商品先物取引業者役員（44）らは、18年4月から21年7月にかけて、「原油や金等のオプション取引に投資すれば確実に多額の利益が得られる」などと告げて、327人から約23億3,000万円をだまし取るなどした。23年2月までに12人を詐欺罪で逮捕した（岩手）。

事例 ②

Case

無登録ファンド業者役員（65）らは、16年4月から20年12月にかけて、「一口100万円の投資をすれば、元本を保証し、年利4.8%から5.8%の配当を支払う。分散投資でリスクを回避し、収益の安定化を図る」などと告げて、950人から約91億円をだまし取るなどした。23年3月までに13人を詐欺罪及び組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（以下「組織的犯罪処罰法」という。）違反（組織的な詐欺）で検挙した（警視庁）。

注1：出資の受入れ、預り金及び金利等の取崩りに関する法律（以下「出資法」という。）、金融商品取引法、無限連鎖講の防止に関する法律等の違反に係る事犯

2：契約を締結した時期及び既に金銭を支払ってしまったことが判明した相談

コラム ②金融機関に対する法人名義口座開設時審査の厳格化要請

警察が23年中に利殖勧誘事犯に利用された疑いがあるとして凍結を求めた口座のうち約8割が法人名義口座で、これらの口座名義人である法人のうち約2割が金融機関に届けていた事務所の所在地は、いわゆる郵便物受取サービス等を提供するバーチャルオフィスのものであり、その多くは都心の一等地に所在していた。これは、利殖勧誘事犯を敢行しようとする者が都心の一等地に会社が実在するよう装うため、バーチャルオフィスを利用しているものと考えられる。

このような現状に鑑み、警察では、株式会社ゆうちょ銀行及び全国銀行協会に対し、口座開設に当たっての審査期間の確保、本人確認書類の複写・保管等を内容とする法人名義口座開設時審査の厳格化を求めた。これを受けて、金融機関において審査が厳格化された。

コラム ③消費生活侵害事犯の被害が疑われる相談情報の警察への提供について

利殖勧誘事犯、特定商取引等事犯^(注1)等の被害を防止し、被害回復を支援するため、23年6月、消費生活侵害事犯対策ワーキングチーム^(注2)において、関係機関の窓口寄せられた相談について、相談者が警察への情報提供に同意することが確認できた場合には、具体的な相談内容等を警察に提供する旨を申し合わせ、犯罪対策閣僚会議に報告した。

② 特定商取引等事犯

平成23年中の特定商取引等事犯の検挙状況は表2-5のとおりであり、高齢者を狙い、家屋の屋根等の点検を口実に不要な住宅リフォーム工事等を高額で行う点検商法の検挙が目立った。

表2-5 特定商取引等事犯の検挙状況の推移(平成19～23年)

区分	年次	19	20	21	22	23
検挙事件数(事件)		112	142	152	193	161
検挙人員(人)		299	279	371	430	314

事例 ①

Case

住宅リフォーム業者従業員(30)らは、21年1月から22年7月にかけて、家屋の無料点検を装って主に高齢者方を訪問し、「至る所にカビが生えている。湿気が多くて、床下の地面に水が溜まっている。土台の木が腐って家が傾いている」などと告げて、床下工事名目で1,391人から約1億5,000万円をだまし取るなどした。23年6月までに5人を詐欺罪及び特定商取引法違反(不実の告知)で逮捕した(福岡)。

事例 ②

Case

訪問販売業者(57)らは、23年4月から11月にかけて、主に高齢者方を訪問するなどし、商品の売買契約の締結について勧誘する目的であることを告げずに、「会場に来るだけで日用品が無料で貰える」などと伝え、あらかじめ借り上げていた民家の一室に誘い込んだ上、高額な温熱治療機器の購入を勧誘し、518人と総額約1億3,000万円の売買契約を締結した。同年11月、8人を特定商取引法違反(目的隠匿勧誘)で逮捕した(京都)。

注1：訪問販売等の特定商取引を規制する特定商取引に関する法律(以下「特定商取引法」という。)違反及び特定商取引に関連する詐欺、恐喝等に係る事犯

2：「犯罪に強い社会の実現のための行動計画2008」中の「消費者の目線に立った生活経済事犯への対策の強化」に掲げられた施策を推進するため、平成20年12月、犯罪対策閣僚会議の下に設置された関係機関によって構成されるワーキングチーム

(2) ヤミ金融事犯等

平成23年中のヤミ金融事犯^(注)の検挙状況は表2-6のとおりであり、このうち暴力団が関与する事件は約22.7%であった。

22年の貸金業の規制等に関する法律等の一部を改正する法律の完全施行により、ヤミ金融被害の拡大が懸念されたが、警察への相談件数やヤミ金融事犯の検挙事件数及び検挙人員は減少傾向にある。警察では、各都道府県警察に設置しているヤミ金融事犯集中取締本部による継続した取締りのほか、口座凍結のため金融機関へ情報提供を行うこと、無登録貸金業の広告が掲載されているウェブサイトの削除をプロバイダに対して要請すること、ヤミ金融に利用され凍結された口座の名義人情報の金融機関への提供を拡大することなどの総合的な対策を行っている。23年中、ヤミ金融に利用された疑いのある口座として金融機関に情報提供し凍結を求めた件数は21,006件、プロバイダに対するウェブサイトの削除要請は228件であった。

表2-6 ヤミ金融事犯の検挙状況の推移(平成19～23年)

区分	年次	19	20	21	22	23
検挙事件数(事件)		484	437	442	393	366
検挙人員(人)		995	860	815	755	666

事例

Case

無登録貸金業者(37)は、19年12月から23年1月にかけて、338人に対し、法定利息の約43倍から約61倍で金銭を貸し付け、約1億4,600万円の元利金を他人名義の口座に振込送金させて受領した。23年3月までに、出資法違反(超高金利)、貸金業法違反(無登録営業)及び組織的犯罪処罰法違反(犯罪収益の隠匿)で逮捕した。また、犯罪収益等と認められた現金及び預金債権について組織的犯罪処罰法に基づく起訴前の没収保全請求を行い、違法収益の剥奪を図った(北海道)。

コラム ④ クレジットカードショッピング枠現金化への対応

23年8月、クレジットカード決済による商品売買を装って商品代金の一部をキャッシュバック金として払い戻す方法で実質的に金銭の貸付けを行い、商品代金と払戻金との差額約8,000万円を利息相当分の利益として受領した元貸金業者の男(41)を出資法違反(脱法行為)で逮捕した(警視庁)。

これらのヤミ金融事犯の脱法的形態である「クレジットカードショッピング枠現金化」について、警察では、被疑者の検挙に努めるほか、プロバイダに対して広告が掲載されているウェブサイトの削除を要請するとともに、関係団体に対して対策を講じるよう要請している。23年中は、112件のウェブサイトの削除を要請した。

注：出資法違反(高金利等)及び貸金業法違反並びに貸金業に関連した詐欺、恐喝、暴行等に係る事犯

7 食の安全に係る事犯、保健衛生事犯等

(1) 食の安全に係る事犯

平成23年中の食の安全に係る事犯^(注1)の検挙状況は表2-7のとおりであり、水道水を名水と偽り使用済みペットボトル等に詰めて販売した事犯や外国産食品を国産食品と表示して原産地を偽装した事犯の検挙が見られた。

表2-7 食の安全に係る事犯の検挙状況の推移(平成19~23年)

区分	年次	19	20	21	22	23
検挙事件数(事件)		52	37	66	46	39
食品衛生関係事犯		48	21	32	36	27
食品の産地等偽装表示事犯		4	16	34	10	12
検挙人員(人)		90	91	132	85	76
食品衛生関係事犯		69	34	25	65	39
食品の産地等偽装表示事犯		21	57	107	20	37
検挙法人(法人)		5	24	37	26	13
食品衛生関係事犯		3	5	6	19	5
食品の産地等偽装表示事犯		2	19	31	7	8

(2) 保健衛生事犯

警察では、厚生労働大臣の承認を得ていない医薬品(以下「無承認医薬品」という。)を広告・販売するなどの薬事法違反、無資格で顔面にコラーゲンを注入するなどの医療行為を行う医師法違反等の保健衛生事犯^(注2)の取締りを行っている。無承認医薬品については、最近、中国を仕出地とするものが多く、平成23年中の無承認医薬品の広告・販売に係る薬事法違反事件で無承認医薬品の仕出地が国外と判明した46事件のうち、22事件が中国仕出しであった。これらの無承認医薬品については、無承認医薬品の広告が掲載されている日本語のウェブサイトを通じて注文を受け付け、外国から国際郵便で日本の購入者に届けられるという形態で流入するものが多い。

こうした状況を踏まえ、警察では、中国等の外国捜査機関に対し情報を提供し、被疑者検挙やウェブサイトの削除を要請するなどしている。

コラム ⑤国際共同キャンペーン「オペレーション・パンゲアⅣ」への参加

23年9月、インターネット上の模造・違法医薬品の広告・販売を行う者を米国、中国等の81か国の警察、税関等が一斉かつ集中的に取り締まる国際共同キャンペーン「オペレーション・パンゲアⅣ」に初めて参加し、

- ・インターネット上で無承認医薬品を広告するなどした薬事法違反事件の被疑者検挙
- ・薬事法違反事件に利用された疑いがある口座の金融機関への情報提供
- ・国内のプロバイダに対する違法広告ウェブサイトの削除要請

等を行うとともに、外国捜査機関に対して各国の法令に違反して医薬品を広告・販売している可能性があるウェブサイト等の情報提供を行ったほか、警察庁ウェブサイトにおいて注意喚起を行った。



無承認医薬品に係る注意喚起
(警察庁ウェブサイト)

注1：食品衛生関係事犯(食品衛生法違反等)及び食品の産地等偽装表示事犯(不正競争防止法違反等)

注2：薬事関係事犯(薬事法違反、薬剤師法違反等)、医事関係事犯(医師法違反、歯科医師法違反等)及び公衆衛生関係事犯(食品衛生法違反、狂犬病予防法違反等)

(3) 知的財産権侵害事犯

平成23年中の知的財産権侵害事犯の検挙状況は表2-8のとおりであり、偽ブランド品については表2-9のとおり、大半が中国から密輸入されている。これらの偽ブランド品については、偽ブランド品の広告が掲載されている日本語のウェブサイトを通じて注文を受け付け、外国から国際郵便で日本の購入者に届けられるという形態で密輸入されるものが多い。

こうした状況を踏まえ、警察では、中国等の外国捜査機関に対し情報を提供し、被疑者検挙やウェブサイトの削除を要請している。また、不正商品対策協議会^(注)における活動を始め、権利者等と連携した知的財産権の保護及び不正商品の排除に向けた広報啓発活動を推進している。

表2-8 知的財産権侵害事犯の検挙状況の推移（平成19～23年）

区分	年次	19		20		21		22		23	
		事件数 (事件)	人員 (人)	事件数 (事件)	人員 (人)	事件数 (事件)	人員 (人)	事件数 (事件)	人員 (人)	事件数 (事件)	人員 (人)
商標法違反(偽ブランド事犯等)		276	472	246	442	200	313	218	321	236	337
著作権法違反(海賊版事犯等)		137	210	115	180	119	178	162	222	194	258
その他		28	74	24	88	45	129	18	40	20	52
合計		441	756	385	710	364	620	398	583	450	647

表2-9 押収した偽ブランド品のうち、仕出国・地域が判明したものの国別押収状況の推移（平成19～23年）

仕出地	年次	19	20	21	22	23
総数(点)		315,302	280,679	107,637	128,252	168,303
中国		143,170	268,326	93,800	118,162	159,276
韓国		117,930	5,972	13,529	9,032	7,228
香港		49,694	12	181	17	62
台湾		0	0	0	825	83
その他		4,508	6,369	127	216	1,654

コラム ⑥ 無承認医薬品及び偽ブランド品に係るインターネット上の違法な情報への対策

警察では、無承認医薬品（78頁参照）や偽ブランド品の広告が掲載されている国内外のウェブサイトにつき、外国捜査機関や国内のプロバイダに対して削除等を要請している。23年中には、中国等の外国捜査機関に対し、無承認医薬品の広告が掲載されているウェブサイト130件、偽ブランド品の広告が掲載されているウェブサイト448件の削除等を要請するとともに、国内のプロバイダ等に対し、無承認医薬品の広告が掲載されているウェブサイト150件、偽ブランド品の広告が掲載されているウェブサイト42件の削除を要請した。



薬事法違反事件で押収された無承認医薬品の例

(4) 環境事犯

警察では、環境を破壊する犯罪のうち、広域にわたる産業廃棄物の不法投棄事犯等の悪質な事犯であって、組織的・計画的な事犯、暴力団が関与する事犯、行政指導を無視して行われる事犯を重点的に取り締まるとともに、関係機関に必要な情報を提供して、環境被害の拡大防止と早期の原状回復を促している。

表2-10 廃棄物事犯の検挙状況の推移（平成19～23年）

区分	年次	19	20	21	22	23
検挙事件数(事件)		6,107	6,124	6,128	6,183	5,700
検挙人員(人)		7,797	7,602	7,599	7,679	7,018
検挙法人(法人)		549	481	554	482	477

注：廃棄物事犯とは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律違反に係る事犯をいう。

注：昭和61年、不正商品の排除及び知的財産権の保護を目的として、知的財産権侵害に悩む各種業界団体により設立された任意団体。警察庁等の関係機関と連携し、シンポジウムの主催や各種催物への参加を通じて、広報啓発活動、海外における不正商品販売の実態調査、海外の捜査機関や税関等に対する働き掛け等を行っている。

8 サイバー犯罪

(1) サイバー犯罪の情勢

インターネットその他の高度情報通信ネットワークは、国民生活の利便性を向上させ、社会・経済の根幹を支えるインフラとして機能している。その一方で、サイバー犯罪^(注1)はその深刻さを増している状況にある。

① 検挙状況

平成23年中のサイバー犯罪の検挙件数は5,741件と、前年より1,192件(17.2%)減少した。

表2-11 サイバー犯罪の検挙件数の推移(平成19～23年)

区分	年次	19	20	21	22	23
合計(件)		5,473	6,321	6,690	6,933	5,741
不正アクセス禁止法違反		1,442	1,740	2,534	1,601	248
コンピュータ・電磁的記録対象犯罪、不正指令電磁的記録に関する罪		113	247	195	133	105
ネットワーク利用犯罪		3,918	4,334	3,961	5,199	5,388
詐欺		1,512	1,508	1,280	1,566	899
児童買春・児童ポルノ禁止法違反(児童ポルノ)		192	254	507	783	883
児童買春・児童ポルノ禁止法違反(児童買春)		551	507	416	410	444
出会い系サイト規制法違反		122	367	349	412	464
青少年保護育成条例違反		230	437	326	481	434
わいせつ物頒布等		203	177	140	218	699
著作権法違反		165	144	188	368	409
商標法違反		191	192	126	119	212
その他		752	748	629	842	944

ア 不正アクセス禁止法違反

23年中の不正アクセス行為の禁止等に関する法律(以下「不正アクセス禁止法」という。)違反の検挙件数は248件と、前年より1,353件(84.5%)減少した。その一方で、インターネットバンキングに係る不正アクセス行為が多発し、特に23年3月から同年12月にかけて35都道府県の56金融機関の165口座について、フィッシング^(注2)や不正プログラムにより識別符号を入手したとみられる不正アクセス行為の被害に遭い、不正送金された総額が約3億円に上るなど、不正アクセス禁止法違反についての情勢は深刻な状況にある。

イ コンピュータ・電磁的記録対象犯罪、不正指令電磁的記録に関する罪

23年中の刑法に規定されているコンピュータ又は電磁的記録を対象とした犯罪及び不正指令電磁的記録に関する罪の検挙件数は105件と、前年より28件(21.1%)減少した。このうち、23年7月に新設された不正指令電磁的記録に関する罪の検挙件数は3件であった。

ウ ネットワーク利用犯罪

23年中のネットワーク利用犯罪^(注3)の検挙件数は5,388件と、前年より189件(3.6%)増加し、過去最多となった。特徴として、わいせつ物頒布等事犯の検挙件数が699件と、前年より481件(220.6%)増加する一方、ネットワーク利用詐欺の検挙件数は899件と、前年より667件(42.6%)減少した。

② インターネット上の違法情報・有害情報

インターネット・ホットラインセンター(82頁参照)に通報される情報のうち、23年中に違法情報・有害情報^(注4)に該当するとされた件数は4万1,400件と、前年より3,283件(7.3%)減少している。また、23年中の違法情報の内訳としては、わいせつ物公然陳列に関する情報が56.8%とその多数を占めている状況にある。

注1：高度情報通信ネットワークを利用した犯罪やコンピュータ又は電磁的記録を対象とした犯罪等の情報技術を利用した犯罪

2：83頁参照

3：その実行に不可欠な手段として高度情報通信ネットワークを利用する犯罪

4：違法情報とは、児童ポルノ画像、わいせつ画像、覚醒剤等規制薬物の販売に関する情報等、インターネット上に掲載すること自体が違法となる情報をいう。有害情報とは、違法情報には該当しないが、犯罪や事件を誘発するなど公共の安全と秩序の観点から放置することのできない情報をいう。

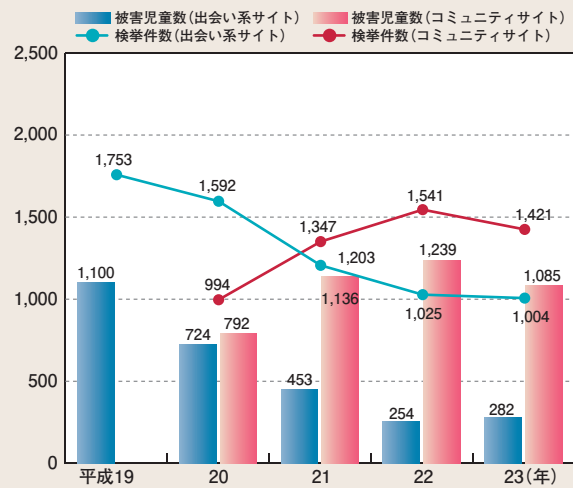
③ コミュニティサイト等の利用に起因する事犯

23年中にコミュニティサイト^(注1)の利用に起因する事件^(注2)の被害に遭った児童(18歳未満の者をいう。以下同じ。)は、1,085人と、前年より154人(12.4%)減少した。また、出会い系サイト^(注3)の利用に起因する事件の被害に遭った児童は、23年中は282人と、前年より28人(11.0%)増加した。

④ サイバー犯罪等に関する相談受理状況

23年中の都道府県警察におけるサイバー犯罪等に関する相談の受理件数は80,273件と、前年より4,463件(5.9%)増加した。特に、詐欺・悪質商法に係る相談件数が32,892件と、前年より1,559件(5.0%)増加した。

図2-26 コミュニティサイト及び出会い系サイトの利用に起因する検挙件数及び児童被害の推移(平成19～23年)



(2) サイバー犯罪に対処するための体制整備等

① サイバー空間の脅威に対する総合対策

警察庁では、平成23年10月、サイバー空間の脅威に対する社会全体の対処能力の強化を促進するため、社会全体でサイバー空間の脅威に立ち向かう気運の醸成、警察における捜査体制強化・捜査環境整備、外国捜査機関等との連携強化を基本方針とした「サイバー空間の脅威に対する総合対策推進要綱」を策定し、警察組織の総合力を発揮した効果的な対策を推進している。

② 体制整備

サイバー犯罪に適切に対処するためには、十分な捜査体制の整備や捜査員の専門的な知識・技術の向上により捜査能力の向上を図るとともに、容易に都道府県境を越えて行われるサイバー犯罪の捜査を効率的に推進する必要がある。

そこで、「全国協働捜査方式」(82頁参照)の導入や24年度予算において地方警察官308人を増員するなどして捜査体制の強化を図っているほか、サイバー犯罪捜査に従事する警察官に対する研修を行ったり、民間企業でシステム・エンジニアとして勤務していた者等をサイバー犯罪捜査官として採用したりするなどにより捜査能力の向上を図っている。

③ 国際的なサイバー犯罪捜査協力の推進

国境を越えて行われるサイバー犯罪に関し、国内における捜査で犯人を特定できないときは、外国捜査機関の協力を求める必要がある。警察庁では、国際刑事警察機構(ICPO-Interpol)等の国際捜査共助の枠組みを活用し、国境を越えて行われるサイバー犯罪に対処するとともに、G8ローマ/リヨン・グループに置かれたハイテク犯罪サブグループ等との協議を通じ、国際的なサイバー犯罪対策プロジェクトの実施や外国捜査機関職員との協力関係の確立等に積極的に取り組んでいる。

注1：SNS、プロフィールサイト等、ウェブサイト内で多人数とコミュニケーションがとれるウェブサイトのうち、出会い系サイトを除いたものの総称

2：児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律(以下「児童買春・児童ポルノ禁止法」という。)違反、児童福祉法違反、青少年保護育成条例違反及び重要犯罪(63頁参照)に係る事件

3：インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律(以下「出会い系サイト規制法」という。)第2条第2号に規定されている役務(面識のない異性との交際(以下「異性交際」という。)を希望する者(以下「異性交際希望者」という。)の求めに応じ、その異性交際に関する情報をインターネットを利用して公衆が閲覧することができる状態に置いてこれに伝達し、かつ、当該情報の伝達を受けた異性交際希望者が電子メールその他の電気通信を利用して当該情報に係る異性交際希望者と相互に連絡することができるようにする役務)を提供するウェブサイト

④ サイバー犯罪等の抑止に向けた取組

ア 広報啓発活動

警察では、情報セキュリティに関する国民の知識やサイバー空間における規範意識の向上を図るため、警察やプロバイダ連絡協議会^(注1)等が主催する研修会等の機会を利用して情報セキュリティ・アドバイザーが講演等を行うほか、警察庁ウェブサイト (<http://www.npa.go.jp/cyber/>)、広報啓発用パンフレット、情報セキュリティ対策DVD等により、サイバー犯罪の手口やインターネット上の違法情報・有害情報の現状、対策等について周知を図っている。

イ 民間企業等との連携

警察庁では、13年度から、総合セキュリティ対策会議^(注2)を開催しており、23年度においては、「サイバー犯罪捜査における事後追跡可能性の確保について」をテーマに、データ通信カード・無線LAN、インターネットカフェ及びインターネット上の高度匿名化技術について検討を行い、24年3月に報告書に取りまとめた。同報告書を受け、事業者等と連携の上、サイバー犯罪捜査における事後追跡可能性の確保を図っていくこととしている。

(3) インターネット上の違法情報・有害情報対策

① インターネット・ホットラインセンターにおける取組

警察庁では、一般のインターネット利用者からの違法情報・有害情報に関する通報を受理し、違法情報の警察への通報や違法情報・有害情報に係るサイト管理者等への削除依頼を行うインターネット・ホットラインセンター（以下「IHC」という。）の運用を18年6月から開始した。

23年中にIHCがサイト管理者等に対して削除依頼を行った違法情報1万4,924件のうち9,543件、有害情報913件のうち447件が削除されており、違法情報の削除率は63.9%、有害情報の削除率は49.0%であった。

② 違法情報・有害情報の把握及び取締り

警察では、IHCからの通報等により、違法情報・有害情報の把握に努めるとともに、「全国協働捜査方式」^(注3)の活用等により、効率的な違法情報の取締り及び有害情報を端緒とした取締りを推進しており、23年中のIHCからの通報を端緒とした検挙件数は1,599件と、前年より1,194件(294.8%)増加した。

また、違法情報については、違法情報の書き込みを行っている者だけでなく、合理的な理由もなく違法情報の削除依頼に応じない悪質なサイト管理者等についても取締りを推進している。

図2-27 インターネット・ホットラインセンターにおける取組



注1：都道府県警察ではプロバイダ、関係機関、消費者団体等で構成されるプロバイダ連絡協議会を設置し、サイバー犯罪の情勢や手口、サイバー犯罪被害防止等に関する情報交換を行っているほか、講習会等の実施、一般向け広報資料の作成等を行っている。

2：有識者、関連事業者、PTAの代表者等で構成し、情報セキュリティに関する産業界と政府の連携の在り方について検討している。

3：IHCから警察庁に対して通報される違法情報・有害情報について効率的な捜査を進めるため、違法情報・有害情報の発信元を割り出すための初期捜査を警視庁が一元的に行い、捜査すべき都道府県警察を警察庁が調整する捜査方式であり、違法情報については平成23年7月から、有害情報については24年4月から本格実施されている。

(4) 不正アクセス対策

① 官民ボードの設置及び不正アクセス防止対策に関する行動計画の策定

平成23年6月、警察庁、総務省及び経済産業省が主体となって、民間事業者等と共に不正アクセス防止対策に関する官民意見集約委員会（官民ボード）を設置し、官民一体となって不正アクセス防止対策として講ずべき措置について意見集約を行い、同年12月、「不正アクセス防止対策に関する行動計画」を取りまとめた。同計画に基づき、不正アクセス行為の発生件数等の実態を的確に把握した上で、効果的な広報啓発活動や的確な取締り、防御措置の実施を通じて、不正アクセスを防止するため官民連携した取組を実施している。

② 不正アクセス禁止法の改正

ア 改正の背景

最近のサイバー犯罪の情勢は、インターネットバンキングに係る不正送金事案、大手防衛産業関連企業や衆・参両院に対するサイバー攻撃等の重大事件が発生するなど、サイバー犯罪の危険性が急速に増大していることから、その対策の根幹として不正アクセス防止対策を強化することが喫緊の課題となっていた。

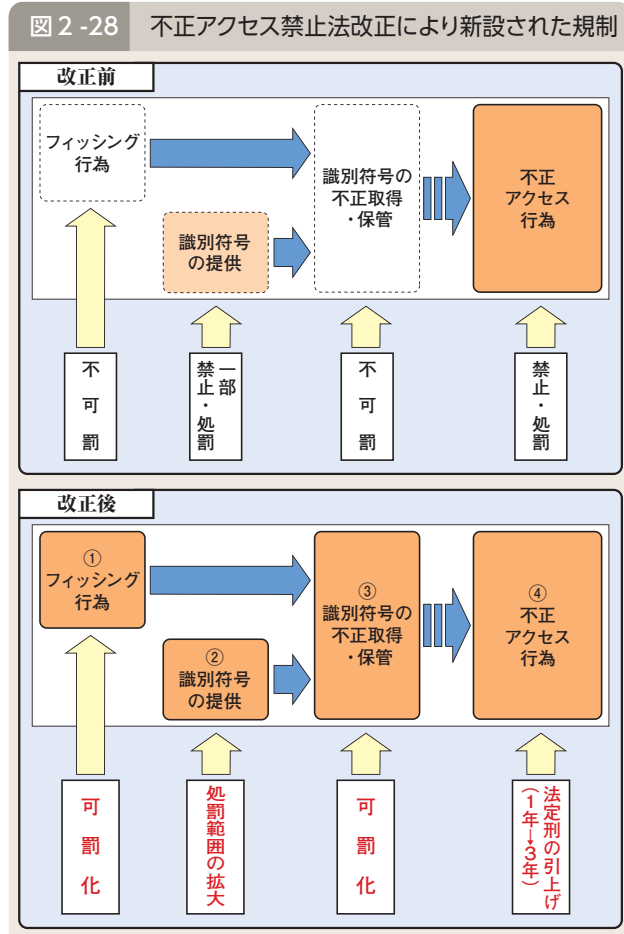
イ 改正内容

不正アクセス行為の禁止の実効性を確保するため、

- ① フィッシング行為^(注)の禁止
- ② 他人の識別符号を提供する行為についての規制の強化
- ③ 他人の識別符号を不正に取得・保管する行為の禁止
- ④ 不正アクセス行為をした者に係る罰則の法定刑の引き上げ

等の不正アクセス行為につながる一連の行為に対する規制を強化するほか、不正アクセス行為の防止を図るための取組を向上させるため、アクセス管理者による防御措置を支援する団体に対する新たな援助規定を定めた不正アクセス禁止法の一部を改正する法律が24年3月、第180回国会において成立し、同年5月1日から施行された。

警察庁では、都道府県警察に対して改正趣旨を通知するとともに、フィッシング行為等の効果的取締りに係る指導を行うなどしているほか、不正アクセス行為に対する防御措置の向上を図るため、アクセス管理者による防御措置を支援する団体に対し情報提供等の援助を行うこととしている。



注：アクセス管理者になりすまし、その他アクセス管理者であると誤認させて、アクセス管理者が利用権者に対し識別符号を特定電子計算機に入力することを求める旨の情報を、インターネット等を利用して公衆が閲覧することができる状態に置く行為又はアクセス管理者が利用権者に対し識別符号を特定電子計算機に入力することを求める旨の情報を、電子メールにより利用権者に送信する行為をいう。

第2節

犯罪の検挙と抑止のための基盤整備

1 捜査力の強化

(1) 初動捜査体制の整備、鑑識活動の強化等

事件発生時には、迅速・的確な初動捜査を行い、犯人を現場やその周辺で逮捕し、又は現場の証拠物や目撃者の証言等を確保することが重要である。

警察では、機動力を生かした捜査活動を行うため、都道府県警察本部に機動捜査隊を設置し、事件発生時に現場や関係箇所に急行して犯人確保等を行っているほか、機動鑑識隊（班）や現場科学検査班等を編成し、現場鑑識活動を強化するとともに、関連技術の研究開発や資機材の開発・整備を推進している。

図 2-29 初動捜査体制の整備、鑑識活動の強化等



コラム ⑦分析捜査班（モバイルチーム）の発足

警視庁では、初動捜査段階で、これまで以上に高度な分析を迅速に行うため、平成24年4月、捜査支援分析センター内に分析捜査班を発足させた。同捜査班は、各種事件の現場や発生警察署に出勤して犯罪関連情報の集約と多角的な分析等を行い、被疑者検挙に結びつく情報を提供することとしている。

(2) 法務省との情報の共有

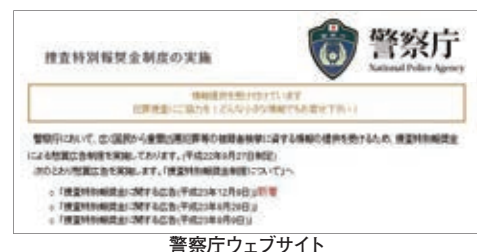
警察庁と法務省は、子ども対象・暴力的性犯罪の出所者、凶悪重大犯罪等の出所者、所在不明の仮釈放者及び保護観察付執行猶予者等による再犯の防止等を図るため、両省庁間で所要の情報を共有し、連携を図る仕組みを構築している。警察では、子ども対象・暴力的性犯罪の出所者について、平成17年6月の運用開始から23年末までに966人分、凶悪重大犯罪等の出所者について、17年9月の運用開始から23年末までに約17万3千人分の出所情報の提供を法務省から受けている。

図 2-30 警察庁と法務省における情報の共有と連携



(3) 国民からの情報提供の促進

警察では、犯罪捜査に不可欠な国民の理解と協力を得るため、国民に対し、都道府県警察のウェブサイトを活用して情報提供を呼び掛けるほか、様々な媒体を活用して、聞き込み捜査に対する協力、事件に関する情報の提供等を広く呼び掛けている。また、必要に応じ、被疑者の発見・検挙や犯罪の再発防止のため、被疑者の氏名等を広く一般に公表して捜査を行う公開捜査を行っている。

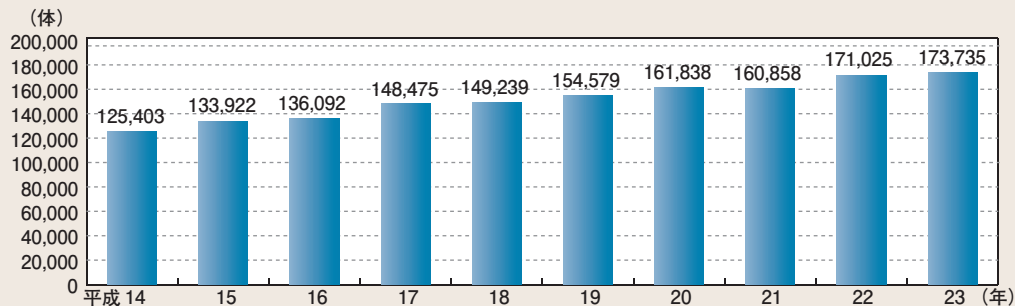


さらに、警察庁では、平成19年度から、国民からの情報提供を促進し、重要犯罪等の検挙を図ることを目的として、捜査特別報奨金制度（公的懸賞金制度）を導入し、警察庁ウェブサイト（<http://www.npa.go.jp>）等で対象となる事件等について広報している。

（４）検視体制の強化

平成23年中に警察が取り扱った死体数は約17万4,000体であり、過去10年間で約1.4倍に増加している。

図2-31 死体取扱数の推移（平成14～23年）



警察においては、死体取扱数の急増に的確に対応し、適正な検視業務を推進するため、検視官^(注)及びその補助者の増員、検視業務に携わる警察官に対する教育訓練の充実、資機材の整備による検視体制の強化を推進している。

コラム ⑧ 犯罪死の見逃し防止への取組

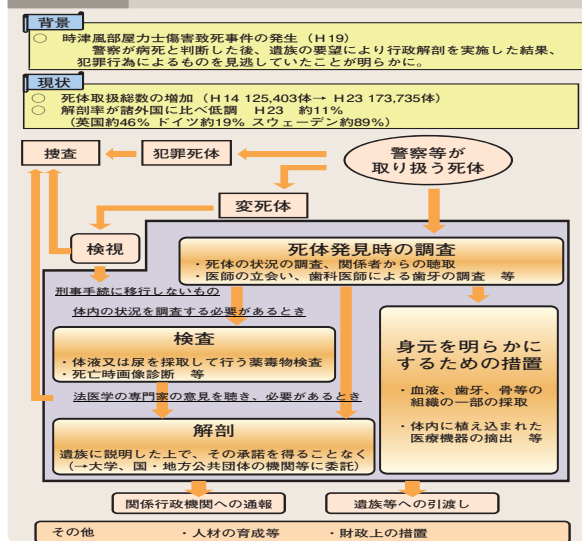
我が国の死因究明制度は、現状では国際的に見て必ずしも十分なものとは言い難く、近年においても犯罪死を見逃したケースも見受けられた。このため、警察庁では、法医学者、刑事法学者等の有識者から成る研究会を設置し、警察庁職員を海外に派遣するなどして、諸外国の死因究明制度について調査・研究を行うとともに、在るべき死因究明制度について検討を行い、その結果を23年4月、提言として取りまとめて公表した。

また、第180回国会において、死因究明等の推進に関する施策について横断的かつ包括的に検討・実施することを目的とした死因究明等の推進に関する法律と、警察等が取り扱う死体について、警察署長が

- ① 体液又は尿を採取して行う薬毒物検査や死亡時画像診断等の検査を行うことができること
- ② 遺族に必要性を説明した上で、その承諾を得ることなく、医師に解剖を行わせることができること
- ③ 身元を明らかにするため必要があるときに、血液、歯牙、骨等の組織の一部の採取等を行うことができること

等を内容とする警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律が24年6月に成立した。

図2-32 警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律（概要）



注：原則として、刑事部門における10年以上の捜査経験又は捜査幹部として4年以上の強行犯捜査等の経験を有する警視の階級にある警察官で、警察大学校における法医専門研究科を修了した者から任用される検視の専門家であり、全国で304人（平成24年4月1日現在）配置されている。

2 科学技術の活用

(1) DNA型鑑定

DNA型鑑定とは、DNA（デオキシリボ核酸）の個人ごとに異なる部分を比較することで個人を識別する鑑定法である^(注1)。現在、警察で行っているDNA型鑑定は、主に、STR型検査法^(注2)と呼ばれるもので、日本人で最も出現頻度が高いDNA型の組合せの場合で、約4兆7千億人に1人という確率で個人識別を行うことが可能となっている。

DNA型鑑定を実施した鑑定資料^(注3)数は年々増加し、殺人事件等の凶悪事件のほか、窃盗事件等の身近な犯罪の解決にも多大な効果を上げている。また、被疑者DNA型記録^(注4)と遺留DNA型記録^(注5)をデータベースに登録し（43頁参照）、犯人の割り出しや余罪の確認等に活用している。

図2-33 DNA型鑑定を実施した鑑定資料数の推移（平成19～23年）

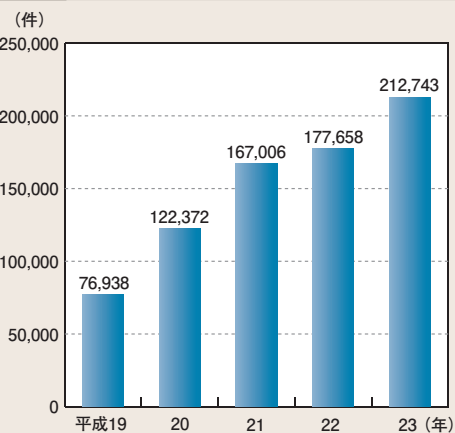
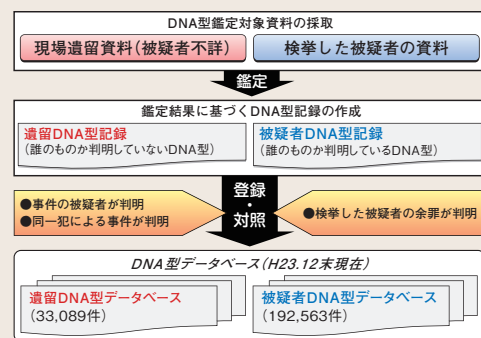


図2-34 犯罪捜査におけるDNA型鑑定、DNA型データベースの活用



事例 Case

平成23年4月、北海道警察が住居侵入事件で逮捕した会社員の男(33)について、その同意を得て採取した口腔内細胞のDNA型鑑定結果をデータベースに登録し、対照したところ、21年1月から22年7月にかけて北海道及び新潟県で発生した強姦事件等4件の遺留DNA型記録と一致した。その後所要の捜査を行い、23年10月までに、同4件を含む8件について強姦罪等で検挙(うち3件逮捕)した(北海道、新潟)。

(2) 指掌紋自動識別システム

指紋及び掌紋(以下「指掌紋」という。)は、「万人不同」及び「終生不変」の特性を有し、個人を識別するための資料として極めて有用であることから、犯罪捜査で重要な役割を果たしている。警察では、被疑者から採取した指掌紋と犯人が犯罪現場等に遺留したと認められる指掌紋をデータベースに登録して自動照合を行う指掌紋自動識別システムを運用し、犯人の割り出しや余罪の確認等に活用している。

注1: 警察で行うDNA型鑑定に使用されるのは、DNAのうち身体的特徴や病気に関する情報が含まれていない部分であり、また、鑑定結果であるDNA型情報からも身体的特徴や病気が判明することはない。

2: STRと呼ばれる4塩基(A(アデニン)、T(チミン)、G(グアニン)及びC(シトシン))を基本単位とする繰り返し配列について、その繰り返し回数に個人差があることを利用し、個人を識別する検査方法

3: 犯罪現場等に遺留された血液、精液、唾液、毛根鞘の付いた毛髪、皮膚、筋、骨、歯、爪、臓器等の組織片、被疑者又は被害者等から提出を受けた口腔内細胞及び被疑者の身体から採取した血液

4: 被疑者の身体から採取した資料のDNA型の記録

5: 被疑者が犯罪現場等に遺留したと認められる資料のDNA型の記録

(3) ポリグラフ検査

ポリグラフ検査は、被検査者に対し、犯行手段・方法等の事件に関する特定の質問を行い、そのときに生じる生理反応をポリグラフ装置を用いて測定することで、事件に関する事実を認識しているか否かを検査するものである。ポリグラフ検査は、容疑者と事件の関わりを判定することなどに有効に活用されている。

(4) 自動車ナンバー自動読取システム

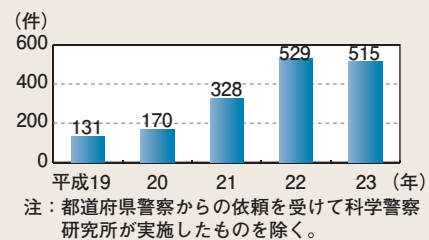
自動車盗や自動車を利用した犯罪の検挙には自動車の検問が有効であるが、事件を認知してから検問を開始するまでに時間を要するほか、徹底した検問は交通渋滞の原因になるおそれがあるなどの問題がある。このため、警察庁では昭和61年度から、通過する自動車のナンバーを自動的に読み取り、手配車両のナンバーと照合する自動車ナンバー自動読取システムの整備を進めている。

(5) プロファイリング

プロファイリングとは、犯行現場の状況、犯行の手段、被害者等に関する情報や資料を、統計データや心理学的手法等を用いて分析・評価することにより、犯行の連続性の推定、犯人の年齢層、生活様式、職業、前歴、居住地等の推定や次回の犯行の予測を行うものである。

従来、事件捜査では、犯人特定のために犯行現場の状況や犯人の遺留品、さらには聞き取り捜査等で得られた様々な情報等をつなぎ合わせるとともに、捜査員の経験則に基づく職人的な「勘」をも駆使して犯人を推定・浮上させ、特定してきたものであるが、より効率的で合理的な捜査を推進するため、科学的見地に基づくプロファイリングでの推定結果を併せ見て、犯人を推定・浮上させる捜査手法を活用している。また、プロファイリング技術の高度・専門化^(注1)及び一般化^(注2)にも取り組んでいるところである。

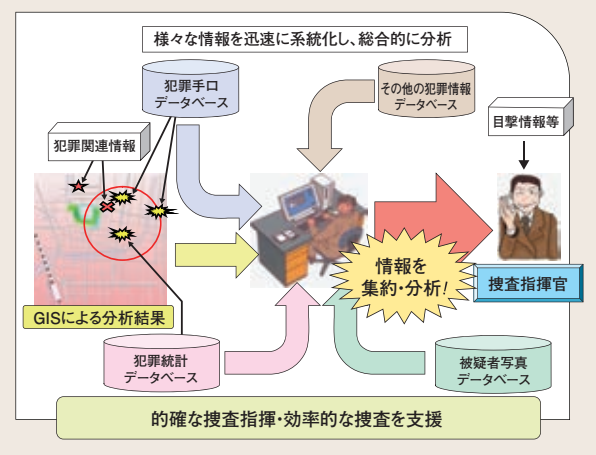
図 2-35 プロファイリング実施件数の推移 (平成19～23年)



(6) 情報分析支援システム

「人からの捜査」、「物からの捜査」が困難となる中、被疑者の迅速な検挙のためには、捜査現場の体制・執行力の更なる強化に加え、犯罪関連情報の総合的な分析を推進し、捜査の方向性や捜査項目の優先順位の判断を支援することが重要である。このため、警察庁では、複数のシステムで行っていた業務を1台の端末装置によって行い、犯罪手口、犯罪統計等の犯罪関連情報を地図上に表示するなど他の様々な情報と組み合わせ、犯罪の発生場所、時間帯、被疑者の特徴等を総合的に分析することを可能とする情報分析支援システム (CIS-CATS) を平成21年1月から運用し、事件解決に役立っている。

図 2-36 情報分析支援システム



注1：専従者の育成及び体制の整備

2：捜査員に対する指導の徹底及び有効活用の推進

3 緻密かつ適正な捜査の徹底と裁判員制度への対応

(1) 緻密かつ適正な捜査の徹底

国家公安委員会は、平成19年11月、警察捜査における取調べの一層の適正化を推進するため、「警察捜査における取調べの適正化について」を決定した。この決定を受け、警察庁では、20年1月、警察が当面取り組むべき施策として「警察捜査における取調べ適正化指針」を取りまとめ、これに基づく各種施策を推進している。

また、2年5月に栃木県足利市内において発生したいわゆる足利事件について、22年3月、再審公判において、無期懲役の刑に服していた男性に無罪判決が言い渡されたことを踏まえ、警察庁では22年4月、「足利事件における警察捜査の問題点等について」を取りまとめ、このような事案の絶無を期するため、供述吟味担当官（班）の設置や相手方の特性に応じた取調べ方法の指導教育等の各種施策を推進している。

① 的確な捜査指揮・管理の徹底

警察では、取調べに過度に依存することのない適正な捜査を推進するため、事件の全容を把握した上での適切な捜査方針の樹立、事件の性質に応じた組織的捜査の推進、被疑者の特性や証拠資料等に基づく取調べの方法についての必要な指示、指導等を徹底するなど、捜査幹部による的確な捜査指揮に努め、取調べの適正化の一層の推進を図っている。

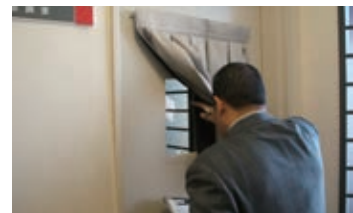
② 各種教育訓練の実施

警察庁では、適正捜査に関する教育訓練の充実を図る一環として、警察大学校において「取調べ専科」を実施し、都道府県警察本部において指導的立場にある警部等を対象に、取調べの適正化についての見識の醸成、取調べ等に関する具体的手法の習得等を図っている。

また、捜査幹部による入念な指導教育により、個々の捜査員の「適正な取調べ」に対する意識改革を図るとともに、より実践的な教育訓練や熟練した捜査員等による技能指導を行うなど、若手捜査員等の取調べ技能の向上に努めている。

③ 被疑者取調べ監督制度の実施

21年4月、取調べの一層の適正化に資するため、被疑者取調べ監督制度を開始し、警察庁長官官房総務課に取調べ監督指導室を、都道府県警察本部の総務又は警務部門に被疑者取調べの監督業務を担当する所属を設置するなど所要の体制を整備し、取調べの状況の確認、調査等、必要な措置を行っている。



取調べ室の外部からの視認状況

コラム ⑨ 供述吟味担当官（班）

事件の重大性、悪質性、社会的反響等の大きさを踏まえ、捜査本部設置事件等における捜査指揮を強化するため必要がある場合に、事件主管課に所属する警部補、警部及び警視の階級にある警察官で捜査主任官以外の者から選任し設置するもので、被疑者の供述と客観的証拠、裏付け捜査等との関係を精査し、自白の信用性をチェックする役割を果たしている。

(2) 裁判員制度への対応

平成21年5月に開始された裁判員制度では、一定の重大な事件の刑事裁判において、一般国民の中から選任された裁判員が、裁判官と共に、被告人が有罪かどうか、有罪の場合にいかなる刑にするかの公判審理と評決を行う。警察では、法律の専門家ではない裁判員の的確な心証形成が可能となるよう、犯行を裏付ける客観的証拠の収集の徹底、裁判員が理解しやすいような簡略明瞭な捜査書類の作成、捜査の適正性の一層の確保等に努めている。

4 事件・事故への即応

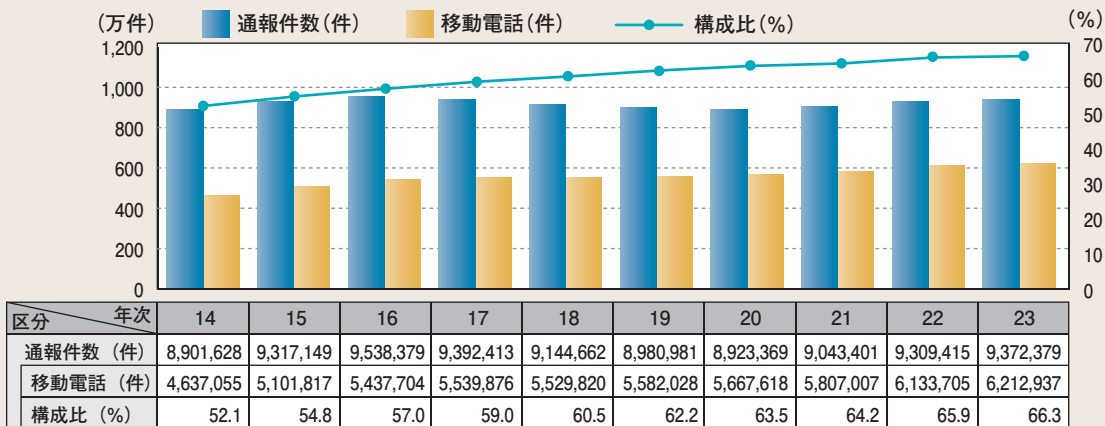
交番、駐在所等の警察官は、事件、事故等が発生した際、直ちに現場に向かい、犯人の逮捕等の措置を執っている。警察では、警察官が迅速に現場に駆けつけられるよう、110番通報の受理や警察署等への指令を行うシステムを整備するとともに、パトカー等の活用による機動力の強化に努めている。

(1) 110番通報の現状

110番通報受理件数は、平成23年中は約937万件と前年より約6万件増加し、依然として高い水準にある。これは、約3.4秒に1回、国民約13人に1人の割合で通報したことになる。また、携帯電話等の移動電話からの110番通報が66.3%を占めている。

これらの110番通報のうち、緊急の対応を必要としない各種照会、要望・苦情・相談等の通報が約26.1%を占めていることから、警察では、110番通報を適切に利用し、緊急の対応を必要としない通報には専用の「#（シャープ）9110」番を利用するよう呼び掛けている（100頁参照）。

図2-37 110番通報受理件数の推移（平成14～23年）



(2) 通信指令システム

110番通報に迅速かつ的確に対応するため、都道府県警察に通信指令室が設けられている。110番通報を受理した通信指令室では、直ちに通報内容を警察署等に伝え、警察官を現場に急行させるとともに、必要に応じて緊急配備^(注1)の発令等を行っている。平成23年中の緊急配備の実施件数は9,629件（前年比220件増加）であった。

また、23年中に警察本部の通信指令室で直接受理した110番通報に対するレスポンス・タイム^(注2)の平均は、6分54秒であった。



通信指令室

注1：重要事件等が発生した際に、迅速に被疑者を検挙するため、警戒員を配置して行う検問、張り込み等

注2：通信指令室が110番通報を受理し、パトカー等に指令してから警察官が現場に到着するまでの所要時間

警察では、増加する携帯電話等からの110番通報に的確に対応するため、携帯電話等で110番通報した際に、音声通話と同時に発信者の位置情報が通知されるシステム（位置情報通知システム）を全都道府県において運用するなど通信指令システムの高度化に努めている。

（3）初動警察活動^{（注）}の強化

① 初動警察刷新強化の取組

警察庁は、平成20年12月、初動警察活動の総合的な強化に向けた基本方針として「初動警察刷新強化のための指針」を策定した。都道府県警察では、この指針を受けて、通信指令機能の強化、事案対応能力の強化等に重点的に取り組んでいる。

② 通信指令機能の強化

国家公安委員会は、21年9月、「警察通信指令に関する規則」を制定し、通信指令室が初動警察における司令塔としての役割を果たすことができるよう、その位置付けや権限を明確化するとともに、通信指令を行う際の組織的活動、人材の育成、関係都道府県警察の連携等の原則を定めた。都道府県警察では、同年10月に施行されたこの国家公安委員会規則に基づき、迅速・的確な初動警察活動を推進している。

また、地域警察デジタル無線システムの運用が23年3月から順次開始され、音声通話、110番受理情報、文字・画像情報、位置情報等の迅速な組織的共有が可能となった。

③ 通信指令を担う人材の育成強化

警察では、110番通報の受理や指令の技能を競う通信指令競技会を開催するなど、通信指令技能の向上を目的とした教育訓練を行うとともに、通信指令の知識・技能に関する検定制度を設けて、組織的な人材育成に努めている。

また、卓越した通信指令の技能を有する者として選抜された、警察庁指定広域技能指導官や都道府県警察の技能指導官等が、実践的な指導等を通じて後進の育成に当たっている。

④ 事案対応能力の強化

警察では、事件・事故の現場へ迅速に駆けつけ、犯人の逮捕等を行うため、警察用車両、警察用航空機等の警察機動力の整備に努め、組織的な運用を図っている。

また、平時から、通信指令室、自動車警ら隊、機動捜査隊、交通機動隊、警察航空隊等の連携強化を図るため、組織横断的な実践的訓練を実施して、事案対応能力の向上に努めている。



全国通信指令・無線通話技能競技会



無差別殺傷事件を想定した初動対応訓練

注：平時における警察の体制を前提として都道府県警察が行う、事件・事故に即応した初動的な警察活動であり、その指揮に当たる通信指令を含むもの

(4) パトカー及び警察用航空機・船舶の活動

全国の警察本部や警察署に配備されたパトカーは、交番・駐在所の地域警察官と連携して管内のパトロールを行うとともに、事件、事故等の発生時における初動措置をとっている。また、パトカー以外にも、全国に警察用航空機（ヘリコプター）が約80機、警察用船舶が約170隻配備されており、通信指令室やパトカーと連携し、その機動力を生かしたパトロール、事件・事故発生時の情報の収集、交通情報の収集、山岳遭難等の事故や災害発生時の捜索救助活動等を行っている。



パトカー



警察用航空機

事例

Case

平成23年3月、剣山系天狗塚（徳島県三好市）において、登山者13人が吹雪で道に迷い遭難した。徳島県警察航空隊はヘリコプターを出動させ、捜索活動を行ったところ、13人全員を発見救助した（徳島）。

(5) 鉄道警察隊の活動

鉄道警察隊は、列車内、駅等の鉄道施設及びその周辺のパトロールや警戒警備を行い、痴漢、すり、置き引き等の犯罪の予防及び検挙を図っている。また、駅構内に置かれている本隊や分駐隊において、痴漢の被害に遭った女性から相談を受理した場合は、女性に同行して警乗を行うなどしている。



鉄道警察隊

事例 1

Case

平成23年2月、警ら中の鉄道警察隊員が、電車内で寝込んでいる男性の隣に座り、同男性の膝上に置かれていた鞆の中から財布等を窃取した男（39）を発見し、窃盗で現行犯逮捕した（神奈川）。

事例 2

Case

24年1月、女子高校生から電車内において痴漢被害に遭っているとの相談を受けた鉄道警察隊は、同高校生に同行して電車に乗り込み警戒していたところ、同高校生の背後に立ち体を触るなどの行為をした男（41）を発見し、迷惑防止条例違反（卑わいな行為の禁止）で現行犯逮捕した（広島）。

5 交番・駐在所の活動

交番・駐在所では、パトロールや巡回連絡等の様々な活動を通じて、管轄する地域の実態を把握し、その実態に即した活動を地域住民の意見・要望等に応えるように行っている。また、昼夜を分かたず常に警戒体制を保ち、様々な警察事象に即応する活動を行うことにより、地域住民の安全と安心のよりどころとなり、国民の身近な不安を解消する機能を果たしている。

平成24年4月1日現在、全国に交番は6,240か所、駐在所は6,714か所設置されている。

(1) パトロール、立番等

① パトロール

地域警察官は、パトロールを強化してほしいという国民からの要望に応え、事件・事故の発生を未然に防ぐとともに、犯罪を検挙するため、犯罪の多発する時間帯・地域に重点を置いたパトロールを行っている。パトロールに当たっては、不審者に対する職務質問、危険箇所の把握、犯罪多発地域の家庭や事業所に対する防犯指導、パトロールカードによる情報提供等を行っている。

② 立番等による警戒

地域警察官は、交番、駐在所等の施設の外に立って警戒に当たる立番を行っている。また、駅、繁華街等の人が多く集まる場所や犯罪が多発している場所において、一定の時間立って警戒する駐留警戒等を行っている。

③ 職務執行力の強化

警察では、地域警察官の職務執行力を強化するため、職務質問、書類作成等の能力向上を目的とした研修・訓練を実施するとともに、卓越した職務質問の技能を有する者を選抜して、警察庁指定広域技能指導官又は都道府県警察の職務質問技能指導員として指定し、実践的な指導等を通じて地域警察官全体の職務質問技能の向上に努めている。

平成23年中の地域警察官による刑法犯検挙人員は25万9,514人と、警察による刑法犯の総検挙人員の84.9%を占めている。

④ 交番相談員の活用

24年4月1日現在、全国で約6,300人の交番相談員が配置されている。交番相談員は、警察官の身分を有しない非常勤の職員であり、地域住民の意見・要望等の聴取、拾得物・遺失届の受理、被害届の代書及び預かり、事件・事故発生時の警察官への連絡、地理案内等の業務に従事しており、その多くは、経験や知識を有する退職警察官である。



パトロール



立番



交番相談員

(2) 地域住民と連携した活動

① 巡回連絡

地域警察官は、担当する地域の家庭、事業所等を訪問し、犯罪の予防、災害・事故の防止等、地域住民の安全で平穏な生活を確保するために必要な事項の指導・連絡や、地域住民からの意見・要望等の聴取を行う巡回連絡を行っている。



巡回連絡

② 交番・駐在所連絡協議会

平成24年4月1日現在、全国の交番・駐在所に1万2,222の交番・駐在所連絡協議会が設置されている。そこでは、地域警察官が、地域住民と地域の治安に関する問題について協議したり、地域住民の警察に対する意見・要望等を把握したりすることにより、地域社会と協力して事件・事故の防止等を図っている。

③ 情報発信活動

地域警察官は、地域の身近な出来事や事件・事故の発生状況を記した「ミニ広報紙」を作成し、自治会を通じて回覧するなどの活動により、地域住民に対し管轄地域の事件・事故の発生状況やその防止策等の身近な情報を伝えている。

(3) 遺失物の取扱い

警察では、拾得物を速やかに遺失者に返還するため、拾得物・遺失届の受理業務を行っている。平成23年中に届出のあった拾得物は、特例施設占有者保管分(注)を含め2,063万点に上っており、警察に提出された拾得物のうち、通貨については約139億円が、物品については約749万点が遺失者に返還されている。

図2-38 遺失物の取扱いの流れ

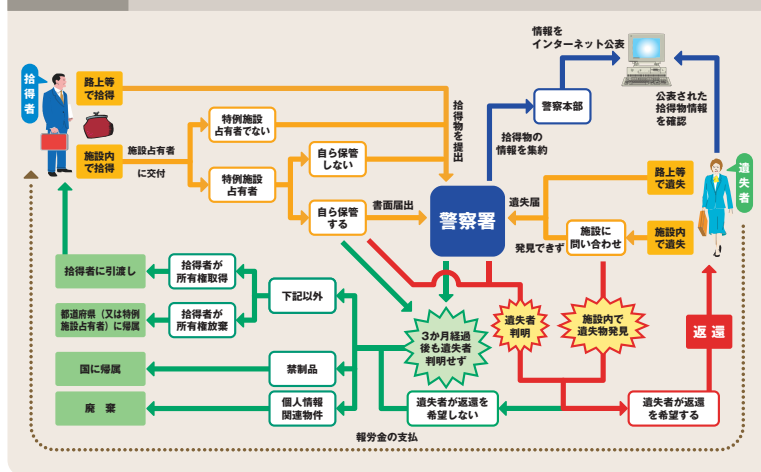


表2-12 拾得物・遺失届の取扱い状況の推移(平成19~23年)

区分	年次	19	20	21	22	23
通貨(億円)	拾得物	145	142	135	141	189
	遺失届	404	373	353	351	498
物品(万点)	拾得物	1,272	1,734	1,820	1,976	2,063
	遺失届	796	1,065	1,096	1,128	1,156

注：拾得物には、特例施設占有者保管分を含む。

注：一定の公共交通機関又は都道府県公安委員会が指定した施設占有者(特例施設占有者)は、拾得物に関する事項を警察に届け出たときは、その物件を自ら保管することができる。

第3節

安全で安心な暮らしを守る施策

1 子どもの安全対策

(1) 子どもを犯罪から守るための取組

① 子どもが被害者となる犯罪

刑法犯に係る13歳未満の子どもの被害件数(以下「子どもの被害件数」という。)は、平成14年以降減少傾向にあり、23年中は2万8,500件と、前年より3,332件(10.5%)減少した。

子どもの被害件数の割合の高い罪種についてみると、23年中は略取誘拐が56.5%(83件)、強制わいせつが14.8%(1,019件)、公然わいせつが10.9%(83件)、殺人が7.3%(76件)であった。

図2-39 刑法犯に係る13歳未満の子どもの被害件数の推移(平成14~23年)

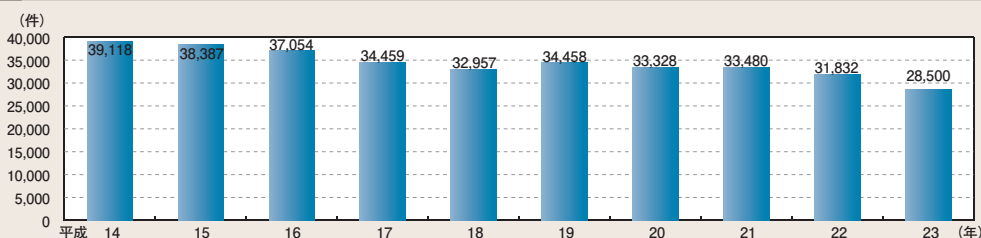
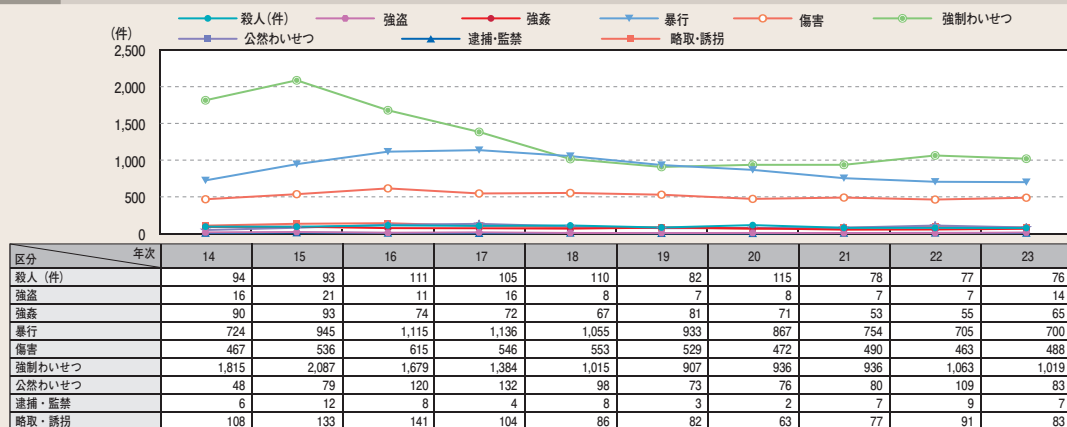


図2-40 13歳未満の子どもの罪種別被害状況の推移(平成14~23年)



② 犯罪から子どもを守るための施策

ア 学校周辺、通学路等の安全対策

警察では、子どもが被害者となる事件を未然に防止し、子どもが安心して登下校することができるよう、通学路や通学時間帯に重点を置いた警察官によるパトロールを強化するとともに、退職した警察官等をスクールサポーター(113頁参照)として委嘱し学校へ派遣するなど、学校と連携して学校や通学路における児童・生徒の安全確保等を推進している。

イ 被害防止教育の推進

警察では、小学校等において、学年や理解度に応じ紙芝居、演劇やロールプレイ方式等により、子どもが参加・体験できる防犯教室を学校や教育委員会と連携して開催しているほか、教職員に対しては、不審者が学校に侵入した場合の対応要領の指導等を行っている。



防犯教室

ウ 情報発信活動の推進

子どもが被害に遭った事案等の発生情報については、迅速に児童や保護者に対し情報提供が行われるよう、警察署と小学校等との間で情報共有体制を整備するとともに、都道府県警察のウェブサイト等により情報発信を行うなど、積極的な情報提供を実施している。

エ ボランティアに対する支援

警察では、「子ども110番の家」として危険に遭遇した子どもの一時的な保護と警察への通報等を行うボランティアに対し、ステッカーや対応マニュアル等を配布するなどの支援を行っている。また、防犯ボランティア団体との合同パトロールを実施するなど、自主防犯活動を積極的に支援している。

③ 子ども女性安全対策班による活動の推進

警察では、性犯罪等の前兆とみられる声掛け、つきまとい等の段階で行為者を特定し、検挙・指導警告等の措置を講じる活動（先制・予防的活動）に専従する「子ども女性安全対策班(JWAT^(注1))」を全国の警察本部に設置し、従来の検挙活動や防犯活動に加え、先制・予防的活動を積極的に推進していくことにより、子どもや女性を被害者とする性犯罪等の未然防止に努めている。

④ 子ども対象・暴力的性犯罪出所者の再犯防止措置制度の強化

警察においては、子どもを対象とした強制わいせつ等の暴力的性犯罪で服役し出所した者について、17年から法務省より情報提供を受け、その再犯防止を図ってきたところであるが、23年4月からは、対象者を訪問して所在確認を行い、必要があれば同意を得て面談を行うなど再犯防止に向けた措置の強化を図っている。

(2) 少年の福祉を害する犯罪への取組

警察では、児童に淫行をさせる行為のように、少年の心身に有害な影響を与え少年の福祉を害する犯罪（以下「福祉犯」^(注2)という。）の取締りと被害少年の発見・保護を推進している。平成23年中の福祉犯の被害少年は7,332人であった。

また、日本国民が国外で犯した児童買春・児童ポルノ事犯等の取締りや国際捜査協力を強化するため、警察庁では東南アジア各国の捜査関係者等を招いて、児童の商業的・性的搾取対策に関する取組について意見交換を行う会議を開催するなどしている。

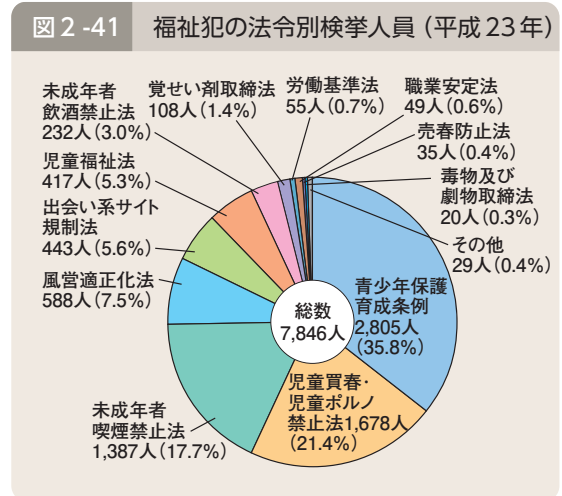


表 2-13 福祉犯の被害少年の学職別状況（平成22、23年）

年次	区分	総数	未就学	学生・生徒					有職少年	無職少年
				小計	小学生	中学生	高校生	その他の学生		
23年(人)		7,332	23	5,466	122	2,030	3,243	71	630	1,213
	構成比(%)	100.0	0.3	74.5	1.7	27.7	44.2	1.0	8.6	16.5
22年(人)		7,340	33	5,451	122	2,044	3,199	86	611	1,245
	構成比(%)	100.0	0.4	74.3	1.7	27.8	43.6	1.2	8.3	17.0
	増減数(人)	△8	△10	15	0	△14	44	△15	19	△32
	増減率(%)	△0.1	△30.3	0.3	0.0	△0.7	1.4	△17.4	3.1	△2.6

注1：Juvenile and Woman Aegis Team

2：児童買春・児童ポルノ禁止法違反、児童福祉法違反（児童に淫行をさせる行為等）、労働基準法違反（年少者の危険有害業務、深夜業等）等

(3) 児童ポルノ対策

平成23年中の児童ポルノ事犯の検挙件数は1,455件、検挙人員は1,016人と、それぞれ前年より113件(8.4%)、90人(9.7%)増加しており、また、検挙件数のうち、インターネットを直接利用した児童ポルノ事犯(サイバー犯罪に該当するものをいう。)は883件で前年より100件(12.8%)増加するなど、いずれも過去最多を記録しており、極めて深刻な情勢にある。

警察では、このような情勢を踏まえ、犯罪対策閣僚会議で取りまとめられた「児童ポルノ排除総合対策」等に基づき、関係行政機関・事業者等と緊密な連携を図りながら、取締りの強化や流通・閲覧防止対策等の諸対策を強力に推進している。

特に、最近の児童ポルノ事犯については、低年齢児童を対象とした児童ポルノ愛好者グループによる製造事犯、プロバイダによる閲覧防止措置(ブロック)を回避するファイル共有ソフト利用事犯、プロバイダや拠点を経由して頻繁に変える組織的なDVD販売事犯等、悪質かつ巧妙な手口で広域にわたって取行されている状況にあることから、全国警察が一体となった取締りを強化している。

さらに、児童ポルノ発見時におけるサイト管理者等に対する速やかな削除依頼の実施や、23年4月から関連事業者の自主的な取組として実施されているブロックに対する協力等の流通・閲覧防止対策、被害児童の早期発見及び支援活動等を推進している。

図2-42 児童ポルノ事犯の検挙状況等の推移(平成19~23年)

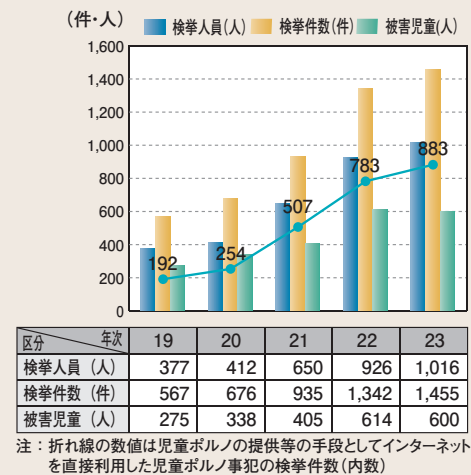
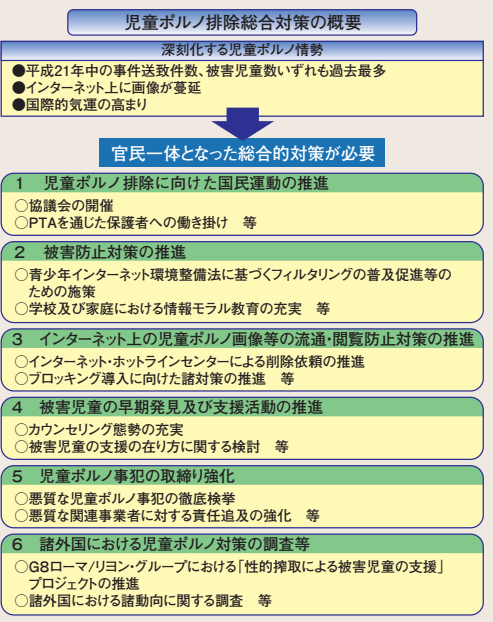


図2-43 児童ポルノ排除総合対策の概要



児童ポルノ愛好者グループのメンバーらは、小学校低学年の女兒の児童ポルノ画像を同グループ内で相互に提供するなどしており、メンバーの中には女兒に対するわいせつ行為を行うとともに、その様子を撮影する者もいた。23年6月までに、9人を児童買春・児童ポルノ禁止法違反(児童ポルノ提供)等で検挙し、うち2人を強制わいせつで検挙した(大阪)。

(4) 少年を取り巻く有害環境対策

児童が携帯電話を利用して、インターネット上の違法情報・有害情報を閲覧したり、コミュニティサイト等の利用に起因する犯罪被害に遭うことを防止するため、関係行政機関及び携帯電話事業者等と連携し、保護者等に対するフィルタリング(注)の利用の推奨等、フィルタリングの100%普及を目指した取組を推進している。

また、深夜に少年のたまり場となりやすいカラオケボックスやコンビニエンスストア等に対し、少年の不良行為等を防止するための自主的な措置が行われるよう、働き掛けを行っている。

注: インターネット上のウェブサイト等を一定の基準に基づき選別し、青少年に有害な情報を閲覧できなくするプログラムやサービス

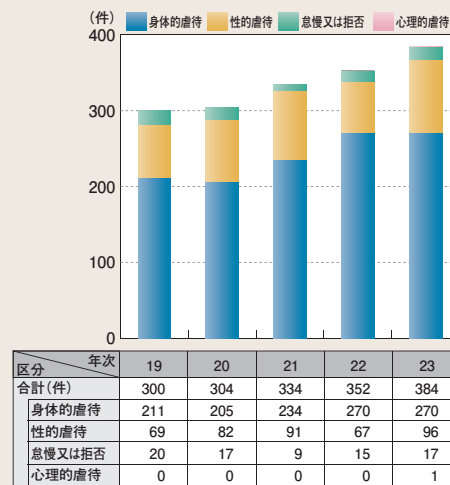
(5) 児童虐待対策

平成23年中の児童虐待事件の検挙件数は384件と、前年より32件(9.1%)増加し、11年以降で最多となった。

警察では、各種活動を通じて児童虐待事案の早期把握に努めるとともに、児童相談所、学校、医療機関等の関係機関との緊密な連携を保ちながら、児童の生命・身体の保護のための措置を積極的に講じている。

児童虐待の疑いのある事案では、速やかに児童相談所等に通告するほか、厳正な捜査や被害児童の支援等、警察としてできる限りの措置を講じて、児童の安全の確認及び安全の確保を最優先とした対応の徹底を図っている。また、児童の保護に向けて、個別事案についての情報を入手した早期の段階から関係者間で情報を共有し、対応の検討が行えるよう、児童相談所等の関係機関との連携の強化を図っている。

図2-44 児童虐待事件の態様別検挙状況の推移(平成19～23年)



注：無理心中、出産直後の殺人及び遺棄を含まない。

事例

Case

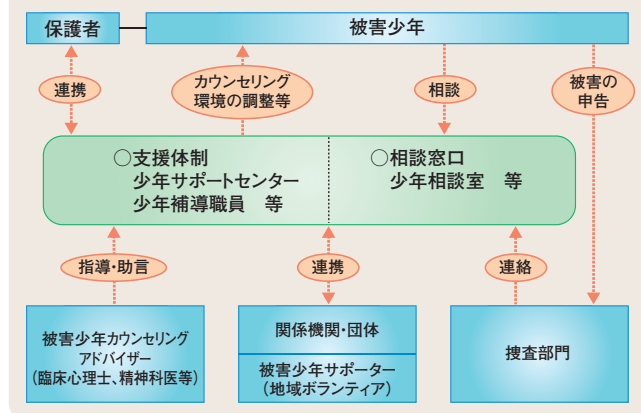
児童(3)が通う保育所の職員は、当該児童の体に傷やあざがあったことから話を聞いたところ、「パパこわい」などと申し立てたため児童相談所に通報し、同児童相談所が児童を一時保護した。その後、児童相談所職員が一時保護に関する説明のため継父(29)を訪問したところ、継父が同職員に暴言を吐くなどしたため警察署に援助要請があり、警察官がこれに応じた際に児童の状況を確認するなどしたところ、身体的虐待を認知したことから捜査を開始し、23年12月、継父を傷害罪で逮捕した(千葉)。

(6) 少年の犯罪被害への対応

平成23年中の少年が被害者となった刑法犯の認知件数は22万8,025件であり、このうち凶悪犯は962件、粗暴犯は1万2,010件であった。

警察では、被害少年に対し、少年補導職員(注)を中心に継続的にカウンセリングを行うなどの支援を行うとともに、大学の研究者、精神科医、臨床心理士等の専門家を被害少年カウンセリングアドバイザーとして委嘱し、支援を担当する職員が専門的な助言を受けられるようにしている。

図2-45 被害少年の支援活動



事例

Case

性的被害を受けた小学生女子児童は、精神状態が極めて不安定であったことから、少年サポートセンター職員が被害少年サポーターや児童福祉司と連携し、女子児童に対して、約8か月にわたり、折り紙や編み物を使用した心理療法等の支援を実施した。その結果、女子児童は表情が穏やかになるとともに精神的に落ち着くようになり、欠席していたクラブ活動にも再び参加するようになった(福岡)。

注：特に専門的な知識及び技能を必要とする活動を行わせるため、その活動に必要な知識と技能を有する警察職員(警察官を除く。)のうちから警視總監又は道府県警察本部長が命じた者で、少年の非行防止や立ち直り支援等の活動において、重要な役割を果たしている。平成24年4月1日現在、全国に約940人の少年補導職員が配置されている。

2 女性を守る施策

(1) ストーカー事案への対応

警察では、被害者の意思等を踏まえ、ストーカー行為等の規制等に関する法律（以下「ストーカー規制法」という。）に基づき、警告、禁止命令等、援助等の行政措置を講じて被害拡大の防止を図るほか、ストーカー規制法その他の法令を適用してストーカー行為者の検挙に努めている。また、各種法令に抵触しない場合であっても、被害者に対して防犯指導や関係機関の教示を行うとともに、必要に応じて相手方に対して指導警告を行うなどの対応をすることとしている。

しかし、危機意識の不足等の要因から、対応に不備がみられる事案もあり（102頁参照）、迅速かつ的確な対応について再度徹底を図っている。

図 2-46 ストーカー事案対策の枠組み

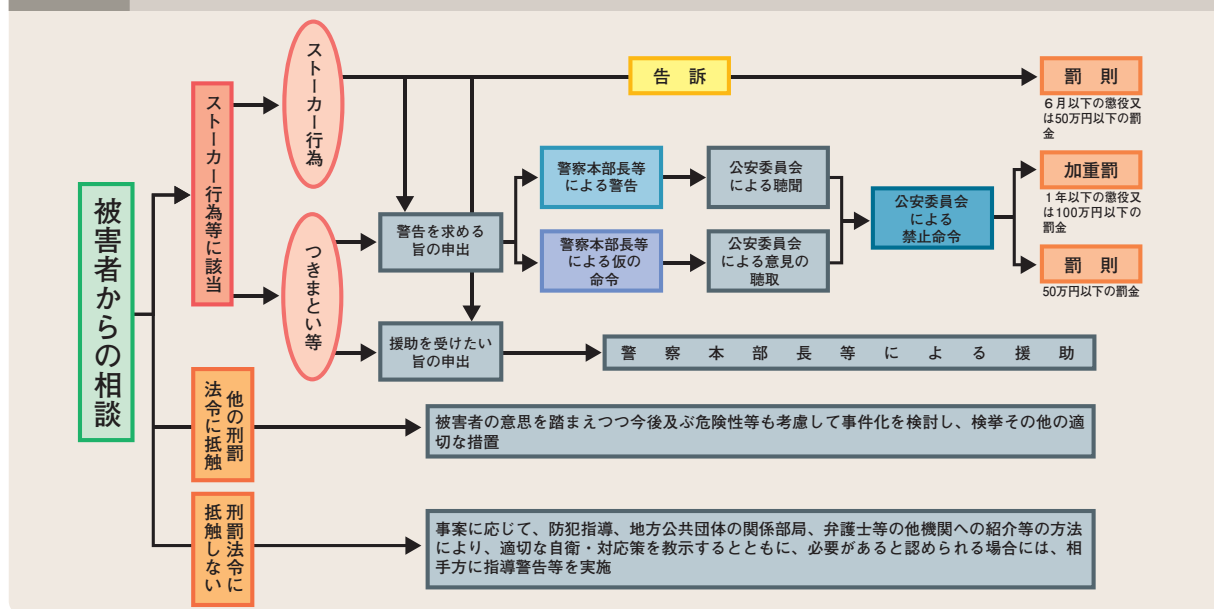
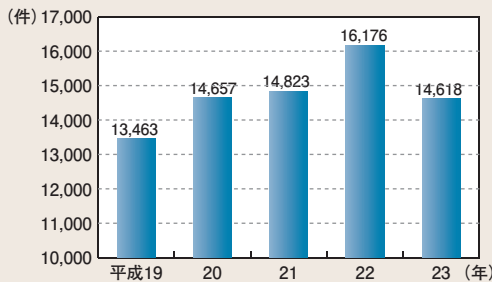


図 2-47 ストーカー事案の認知件数の推移（平成19～23年）



注：ストーカー事案の認知件数は、ストーカー規制法に違反する事案のほか、刑罰法令に抵触しなくとも、執拗なつきまといや無言電話等による嫌がらせ行為を伴う事案を含む。

表 2-14 ストーカー規制法の適用状況の推移（平成19～23年）

区分	年次					前年増減率
	19	20	21	22	23	
警告	1,384	1,335	1,376	1,344	1,288	-56 (-4.2%)
禁止命令等	17	26	33	41	55	14 (34.1%)
仮の命令	0	0	0	0	0	0 (-)
援助	2,141	2,260	2,303	2,470	2,771	301 (12.2%)
検挙(ストーカー行為罪)	240	243	261	220	197	-23 (-10.5%)
検挙(禁止命令等違反)	2	1	2	9	8	-1 (-11.1%)

事例 Case

平成24年2月、奈良県警察は、広島県所在の飲食店に勤務する男(31)の上司から、交際相手との別れ話に起因して男が勤務先から包丁を持ち出した可能性があり、奈良県にいる元交際相手(30代女性)に危害が及ぶかもしれない旨の通報を受理したことから、当該女性及びその家族等をシェルター等に避難させて保護を図るとともに、広島県警察と連携して、男の所在を確認し、当該女性の自宅付近の警戒を行っていたところ、男を発見した。男は、刃体の長さ約30センチメートルの牛刀を携帯していたことから、銃砲刀剣類所持等取締法違反(携帯禁止)で逮捕した(奈良、広島)。

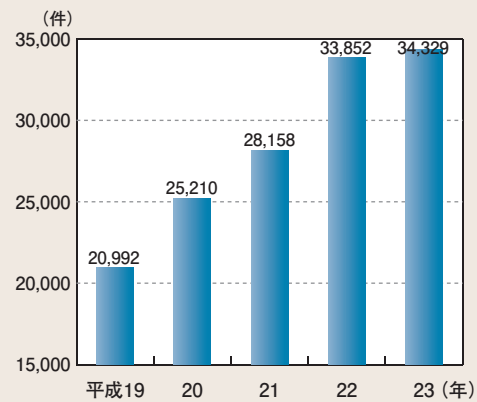
(2) 配偶者からの暴力事案への対応

警察では、配偶者からの暴力事案に対して、被害者の意思等を踏まえて捜査を開始するほか、刑事事件として立件が困難であると認められる場合であっても、加害者に対する指導警告を行うなどの措置を講じている。

また、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（以下「配偶者暴力防止法」という。）に基づき裁判所からの保護命令の通知を受けた警察では、速やかに被害者と連絡を取り、緊急時の迅速な通報等について教示するとともに、加害者に対しても、保護命令が確実に遵守されるよう指導警告等を行っている。

さらに、被害者の一時保護、カウンセリング、シェルターの利用についての情報提供等を行う配偶者暴力相談支援センター等の関係機関・団体と連携協力して、被害者の安全確保に万全を期している。

図 2-48 配偶者からの暴力事案の認知件数の推移（平成19～23年）



注：配偶者からの暴力事案の認知件数とは、配偶者からの暴力事案を、相談、援助要求、保護要求、被害届・告訴状の受理、検挙等により認知した件数をいう。

事例 Case

平成23年5月、被害者（20歳代）は夫（31）からの暴力被害等について警察に相談した。警察では、配偶者暴力相談支援センターと連携し、被害者をシェルターに避難させるなどの保護対策をとった。同月、被害者の裁判所への申立てにより配偶者暴力防止法に基づく保護命令（被害者への接近禁止等）が夫に対して言い渡された。同年8月、被害者の親族から「被害者が夫に連れていかれたようで連絡がとれない」との通報があり、付近を捜索したところ、被害者と共に行った夫を発見し、夫を配偶者暴力防止法違反（保護命令違反）で現行犯逮捕した（宮城）。

表 2-15 配偶者暴力防止法に基づく対応状況の推移（平成19～23年）

区分	19	20	21	22	23	前年増減率
医療機関からの通報（件）	56	81	44	60	45	△15（△25.0%）
警察本部長等の援助	5,208	7,225	8,730	9,748	10,290	542（5.6%）
裁判所からの書面提出要求（注1）	2,162	2,618	2,722	2,774	2,460	△314（△11.3%）
裁判所からの保護命令通知（注2）	2,239	2,534	2,429	2,428	2,144	△284（△11.7%）
配偶者暴力相談支援センターへの通知（注3）	—	935	921	872	778	△94（△10.8%）
保護命令違反の検挙件数	85	76	92	86	72	△14（△16.3%）

注1：警察が裁判所から申立人が相談した際の状況を記載した書面の提出を求められた件数

注2：警察が裁判所からの保護命令の通知を受けた件数

注3：当該規定は、20年1月11日から施行

(3) 痴漢撲滅対策

警察庁では、有識者等から構成される研究会を設置し、電車内の痴漢事犯の実態を把握するための調査、電車内の防犯カメラの効果を検証するための実験を踏まえ、痴漢撲滅に向けた協議を重ねた。その結果を平成23年3月、「電車内の痴漢撲滅に向けた関係機関との取組に関する報告書」として取りまとめた。

警察では、その内容を踏まえ、関係機関・団体等と連携した広報啓発活動等の痴漢撲滅対策に取り組んでいる。



痴漢撲滅対策の広報活動

3 警察安全相談の充実強化

(1) 警察安全相談受理体制

警察では、国民から寄せられた相談に円滑に対応することができるよう、都道府県警察本部に警察総合相談室を、警察署に警察安全相談窓口をそれぞれ設置し、警察職員のほか経験豊富な元警察官等を非常勤の警察安全相談員として配置するなど、相談受理体制を整備している。

また、都道府県警察本部に警察相談専用電話を開設し、全国统一番号の「# (シャープ) 9110」番^(注)に電話をかければ警察本部の警察総合相談室に自動的に接続されるようになっており、相談の利便を図っているほか、9月11日を「警察相談の日」と定め、「# 9110」番や各都道府県警察に設置している各種相談窓口について広報し、利用を呼び掛けている。



「# (シャープ) 9110」番の広報活動

図 2 -49 相談取扱件数の推移 (平成 14～23 年)

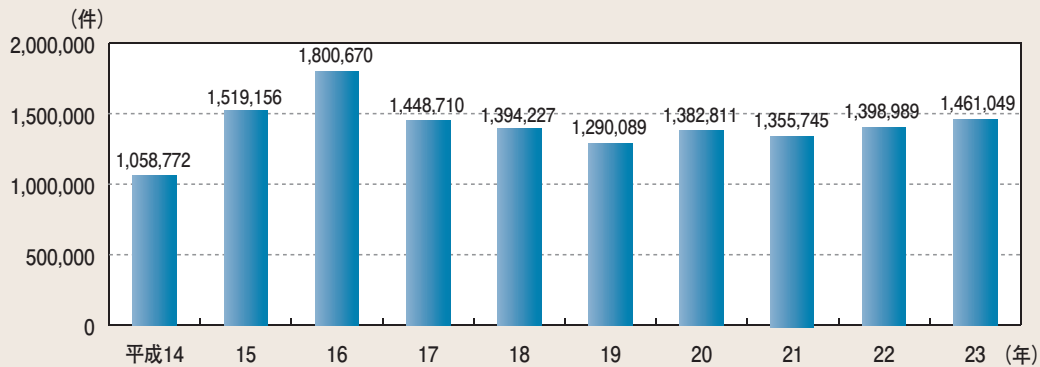
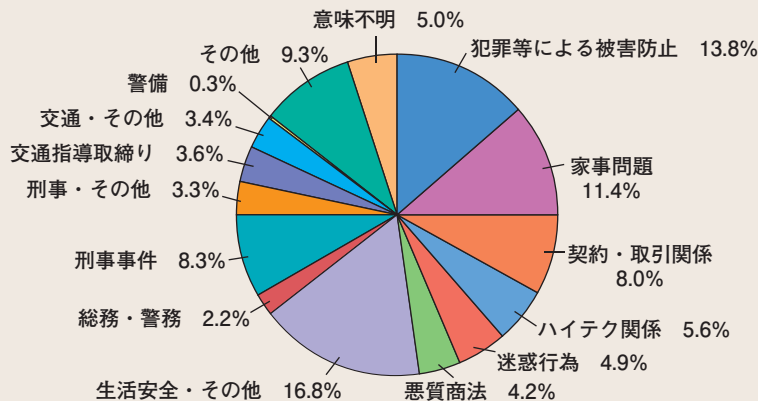


図 2 -50 相談内容の内訳 (平成 23 年)



注：携帯電話からも利用できる。なお、ダイヤル回線及び一部のIP電話では利用できないので、警察安全相談専用の一般加入電話番号を警察庁ウェブサイト等で広報している。

(2) 相談内容に応じた適切な対応の推進

① 相談への組織的な対応

寄せられた相談に対しては、相談内容に応じて、関係する部署が連携を図って対応し、刑罰法令に抵触する事案を検挙することはもとより、刑罰法令に抵触しない事案であっても必要に応じて相談者への防犯指導や相手方への指導警告を行うなどして犯罪等の被害の未然防止を図っている。

事例 1

Case

高校教諭から「生徒が車に乗った男から胸を触られた」との相談を受理したことから、警戒活動を実施して同種事案の発生を防止するとともに、目撃された車両のナンバー等から所要の捜査を行い、平成23年12月、男(40)を暴行罪で逮捕した(茨城)。

事例 2

Case

「隣の住民から10数年来、根も葉もない誹謗中傷を受けるなどトラブルとなっており、困っている」との相談を受理したことから、双方から事情聴取を行い、相手方に、根拠のない中傷は厳に慎むよう指導したところ、トラブルは収まり、その後も警察官が相談者方へ訪問するなどしたところ、相談者から「親身になって話を聞いてくれてありがとうございました」との礼状が寄せられた(石川)。

② 相談業務担当者に対する研修の実施

多種多様な相談に適切に対応できる警察安全相談業務担当者を育成するため、警察庁では、都道府県警察本部の警察安全相談業務担当者に対して相談対応要領や相談者の心理等を内容とする研修を実施している。また、都道府県警察でも警察署の警察安全相談業務担当者等を対象に研修会等を実施している。



警察安全相談員研修会

③ 関係機関・団体等との連携の推進

警察以外の機関・団体で取り扱うことが適切である相談や警察以外の機関・団体と相互に緊密な連携を図ることが必要とされる相談への適切な対応を図るため、関係機関・団体等とのネットワークを強化し、円滑な引継ぎを行うとともに、関係機関・団体等と連携して相談の解決に取り組んでいる。



県民相談ネットワーク実務担当者連絡会議

事例 1

Case

長崎県五島警察署が立ち上げた「五島地区相談業務ネットワーク会議」(市役所等22の機関・団体が参加)では、高齢者を対象とした悪質商法の相談への対応等を議題として取り上げ、出席者による取扱事例の紹介や意見発表を行い、連携の強化を図った(長崎)。

事例 2

Case

役場職員から「町営住宅で、孫が同居の祖母に暴力を振っている」との相談を受理したことから、祖母に事情聴取を行ったところ、被害届の提出を望まなかったが、今後も孫による暴力を受けるおそれがあったため、一時的に祖母を宿泊施設に避難させた。警察署と役場で対応を協議し、役場において祖母に対する養護老人ホームへの入所措置が取られ、孫は役場からの退去の求めに応じて町営住宅を退去した(岡山)。

コラム ⑩暴力を伴う男女間トラブルに起因する長崎県西海市における殺人事件と同事件に伴う一連の警察の対応について

(1) 事件の概要

千葉県警察、長崎県警察及び三重県警察において、平成23年10月から男女間における暴力を伴うトラブルに関し被害女性の父親等から相談を受けていたところ、同年12月、当該トラブルの相手方の男が長崎県西海市に所在する女性の実家に押し掛け、その家族を殺害した。

(2) 警察の対応の問題点及び再発防止策

千葉県警察、長崎県警察及び三重県警察において本事件への対応の検証を行った結果、男女間トラブルが重大事件に発展するおそれが高いという危機意識の不足、警察署における組織的対応の不備、関係県警察における連携の不備といった問題点が明らかとなった。

警察庁では、24年3月、同種事案の再発防止に向けた通達を発出した。その具体的な内容は、

- 恋愛感情等のもつれに起因する暴力的事案の特徴の再認識
- 重大事件への発展の予防のための積極的な事件化等の対応の徹底
- 警察署長による積極的な指揮等の組織による的確な対応の徹底
- 関係都道府県警察の連携・情報共有の体制の強化

等である。こうした対策の徹底を図るため、都道府県警察本部でストーカー事案等を担当する幹部を招集した会議を開催するなどした。

(3) 再検証による組織運営上の問題点の把握と再発防止策の検討

24年3月、「千葉県警察、長崎県警察及び三重県警察による検証結果の報告書に習志野警察署におけるレクリエーション旅行に関する事項が記載されていなかったことや、当該レクリエーション旅行により警察の捜査が遅れた可能性があること」などが報じられた。

千葉県公安委員会の厳正な管理の下、千葉県警察は、警務部長を長とし、監察部門を主体とする体制を編成し、レクリエーション旅行が実施された経緯、捜査等に与えた影響の有無、検証結果の報告書に旅行に関する事項が記載されなかった理由等につき、前回の検証の担当者も対象とした再検証を行った。なお、国家公安委員会も千葉県公安委員会に対し、調査に対する点検の徹底を要請した。

再検証に当たって、千葉県公安委員会は臨時会議も含め計7回の会議を開催し、随時調査状況の報告を求めるなどして点検を行った。再検証の結果、レクリエーション旅行が警察の対応に影響したと考えられること、また、千葉県警察の組織運営の観点からの問題点として、幹部による組織管理の不備、被害者・国民の視点の欠如及び「警察改革の精神」の不徹底が明らかとなった。

24年4月、こうした組織運営上の問題点を踏まえ、同県警察は、警察本部長を長とする「第一線警察の組織運営の在り方に関する検討委員会」を設置し、警察署幹部の役割と発揮すべきリーダーシップ等の在り方、国民の視点に立脚した教養の充実、「警察改革の精神」を再徹底するための効果的な方策等について検討することとし、検討結果を公安委員会に報告してその点検を受けた上で、ガイドライン等として取りまとめ、実施することとした。

一方、警察庁は、庁内に官房長を長とする「『警察改革の精神』の徹底等に向けた総合的な施策検討委員会」を設置し、新たな施策を総合的に検討することとした。あわせて、全国の都道府県警察に対し、千葉県警察の再検証を通じて把握された同県警察の組織運営の観点からの問題点を自らのものとして受け止め、各都道府県警察における実情を確認の上、必要な施策を講じることや、「警察改革の精神」を組織に内在化させるための取組を一層強化し、警察本部長を長とする委員会等を設置した上で施策の検討を推進することを指示した。

4 総合的な犯罪抑止対策の推進

(1) 安全・安心なまちづくりの推進

① 安全・安心なまちづくりの全国展開

ア 犯罪対策閣僚会議と都市再生本部の連携

政府では、地域の自主的な取組を支援し、官民連携した安全で安心なまちづくりを全国に展開するため、平成17年6月、犯罪対策閣僚会議と都市再生本部の合同会議を開催し、「安全・安心なまちづくり全国展開プラン」及び都市再生プロジェクト「防犯対策等とまちづくりの連携協働による都市の安全・安心の再構築」を決定し、両者を調和させた取組を推進している。

イ 繁華街・歓楽街を再生するための総合対策の推進

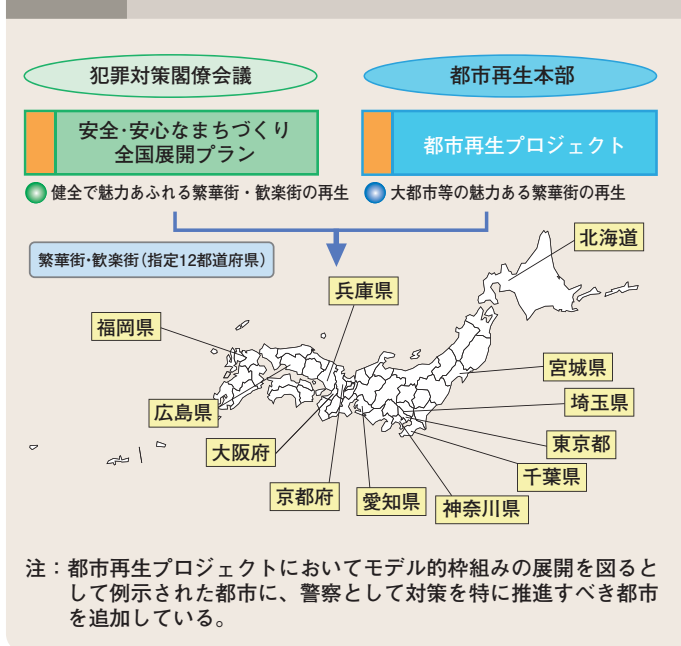
警察では、商工会、地域住民、自治体等と協働して健全で魅力あふれるまちづくりを推進するため、商工会、地域住民、自治体等に対して繁華街・歓楽街における犯罪の発生状況や課題等を説明し、問題意識を共有するとともに、自治体が行うまちづくり事業が安全と安心に配慮されたものとなるように計画段階から積極的に関与している。また、迷惑行為の防止と街並みの改善による環境浄化を図るため、商工会、地域住民、自治体等の協力を得ながら、客引きやスカウト行為、違法駐車、落書き等の取締りその他排除活動を行っている。さらに、違法風俗営業等の風俗関係事犯や不法就労、人身取引事犯、組織的な資金獲得犯罪の取締りを行うとともに、繁華街・歓楽街において犯罪組織が暗躍することのないよう、雑居ビル、広告宣伝媒体等から犯罪組織を排除する取組を推進している。

ウ 安全・安心なまちづくりを推進する機運を高めるための取組

17年12月、犯罪対策閣僚会議において、安全・安心なまちづくりを推進する機運の全国的な波及等を目的として、毎年10月11日を「安全・安心なまちづくりの日」とするとともに、顕著な功績等のあった団体・個人を首相が表彰する制度が新設された。これに基づき、23年10月11日、首相官邸において、10団体に対し安全・安心なまちづくり関係功労者表彰が行われた。

また、「安全・安心なまちづくりの日」関連行事として、同月23日、優れた活動を行う防犯ボランティア団体と防犯まちづくりに積極的な取組を行っている地方公共団体がそれぞれ取組内容を発表する「防犯ボランティアフォーラム2011」（警察庁主催）が開催された。

図2-51 繁華街・歓楽街の再生に向けた取組



安全・安心なまちづくり関係功労者表彰

② 地域社会との連携

ア 防犯ボランティア団体の活動

安全で安心なまちづくりの実現のためには、国民が防犯意識を高め、自主的な防犯活動を推進することが重要である。23年末現在、警察が把握している防犯ボランティア団体は全国で4万5,672団体^(注1)、その構成員数は約271万人であり、その多くは町内会、自治会等の地域住民による団体や子どもの保護者の団体に属している。

イ 自主防犯活動に対する支援

警察では、防犯ボランティア団体に対し、犯罪情報の提供や合同パトロールの実施等の活動支援を行っているほか、防犯パトロール活動を行う自動車に青色回転灯を装備できる仕組みづくりを行い、23年末現在、全国で8,510団体、3万8,262台の青色回転灯装備車が活動を行っている。このほか、警察庁ウェブサイト上に「自主防犯ボランティア活動支援サイト」を立ち上げ、防犯ボランティア団体相互のネットワークづくりを推進している。

また、意欲のある大学生等を募集し、防犯ボランティア団体の結成や活動を支援するなど、若い世代の自主防犯活動への参加促進を図っている。

ウ 犯罪情報や地域安全情報の提供

警察では、地域住民が身近に感じる犯罪の発生を抑止し、犯罪被害に遭わない安全で安心なまちづくりを推進するため、地域住民に向けて、警察の保有する犯罪発生情報や防犯情報等を様々な手段・媒体を用いて提供している。また、犯罪発生情報や防犯情報を適時適切に提供することで、自主防犯活動の促進に努めている。

③ 犯罪防止に配慮した環境設計

ア 公共施設や住宅の安全基準の策定等

警察庁では、犯罪防止に配慮した環境設計による安全・安心まちづくりを推進するため、住宅の防犯性能の向上や防犯に配慮した公共施設等の整備等に関する安全基準を策定し、その普及に努めている。

イ 共同住宅や駐車場の防犯性能の認定・登録制度

警察では、関係団体と協力して、防犯に配慮した構造や設備を有するマンションや駐車場を防犯優良マンション、防犯モデル駐車場として登録又は認定する制度の普及を図っており、平成24年3月末現在、防犯優良マンション制度は22都道府県^(注2)で、防犯モデル駐車場制度は12都府県^(注3)で整備されている。

ウ 街頭防犯カメラの設置促進

街頭防犯カメラは、被害の未然防止や犯罪発生時の的確な対応に極めて有効であることから、警察による設置を拡充するとともに、民間事業者等による設置を促進している。警察設置の街頭防犯カメラは、24年3月末現在、16都道府県で791台である。

図2-52 防犯ボランティア団体数の推移(平成15~23年)

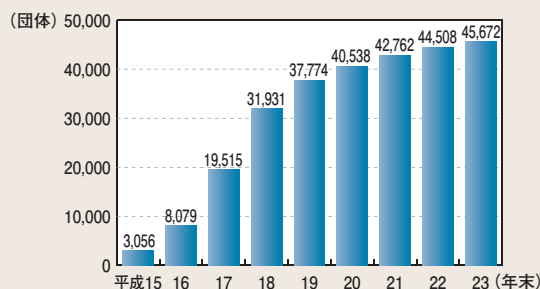
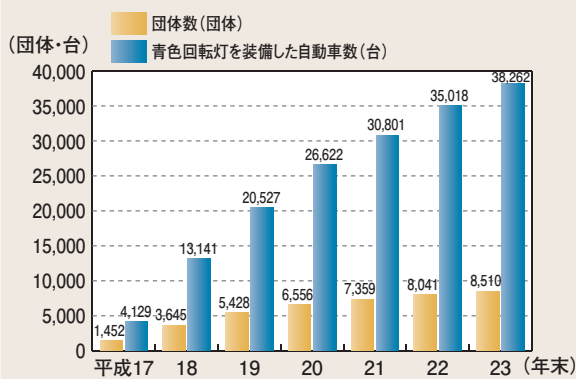


図2-53 青色回転灯を装備した防犯パトロール車両の運用状況の推移(平成17~23年)



街頭防犯カメラ

注1: 平均月1回以上の活動実績(単に意見交換や情報交換のみを行う会議を除く。)があり、かつ、構成員が5人以上の団体

2: 北海道、埼玉、東京、千葉、神奈川、長野、静岡、福井、岐阜、愛知、滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、鳥取、広島、山口、徳島、愛媛、大分及び沖縄

3: 東京、千葉、福井、滋賀、京都、大阪、兵庫、鳥取、広島、愛媛、大分及び沖縄

(2) 犯罪の起きにくい社会づくりの推進

刑法犯の認知件数は、平成15年以降減少傾向にあるとはいえ、120万件前後で推移していた昭和40年代と比較すると依然として高い水準にあり、情勢は依然として厳しい(62頁参照)。また、国民が治安の改善を実感するに至っておらず、真の治安改善ははまだ道半ばにある。

さらに、かつて日本の良好な治安を支えてきた社会の高い規範意識や強い絆が、時代とともに希薄化しており、このまま放置すれば、治安の悪化を再び招くことが懸念される。

このような現状を踏まえ、22年以降、警察が社会の様々な主体を牽引し、社会各分野に、防犯に資する情報のタイムリーな提供や事件・事故が発生した場合の速やかな通報の受理を可能とするための防犯ネットワークを重層的に整備しその活用促進を図るとともに、小さな犯罪も安易に見過ごさない、また、社会から孤立した人を支援するための幅広い取組を進め、社会の規範意識の向上や絆の強化を図る「犯罪の起きにくい社会づくり」を推進している。

① 防犯ネットワークの整備と活用促進

地方公共団体、地域住民、事業者等の各主体を包括する防犯ネットワークを構築し、既存の防犯ネットワーク等とともに、警察とこれらのネットワークとの間で国民が不安を感じる事件・事故等に関連する情報を円滑にやり取りしたり、ネットワークを通じた各主体の自立的な活動を支援するなど、防犯ネットワークの整備と有効な活用の促進を図っている。

事例 Case

性犯罪防止という観点から、21年7月、官民協働で「子ども・女性安全安心ネットワークふくおか」(通称「コスモスネットワーク」)を構築した(25団体が参加)。ネットワーク構築に当たっては、企業、自治体等に対し、活動に参加することで得られるメリットを示し、これらの主体が、主体的、継続的な活動を行う体制の構築に成功している。ネットワークの活動としては、一人暮らし女性の防犯対策等を内容とするDVDの制作と県内高校・大学への無償配布、ウェブサイトによる情報発信、参加型のシンポジウムの開催、性犯罪被害防止リーフレットの作成・配布等を行っている(福岡)。



コスモスネットワークのウェブサイト

ア 「犯罪の起きにくい社会づくり官民合同会議」の開催

22年11月、関係機関・団体等と官民合同会議を開催し、今後、協働して犯罪の起きにくい社会づくりを推進する旨を宣言した。

イ 「犯罪の起きにくい社会づくりに関する協定」の締結

各都道府県における警察と業界団体との連携を後押しするため、警察庁と業界の中央団体(8団体(24年4月現在))との間で「犯罪の起きにくい社会づくりに関する協定」を締結した。

② 社会の規範意識の向上や絆の強化

小さな違反や犯罪を安易に見過ごしにすることなく、違反等の態様に応じて、見咎めるべきを見咎め、違反者等の心からの反省を促すなどして、規範意識の向上を図っている。具体的には、社会を挙げた万引き防止対策、交通ルールの遵守、少年の非行防止、薬物の乱用防止のための取組等を推進している。

さらに、社会から孤立し疎外されていると感じている人々の存在に留意し、これらの人々を支援するため、少年に手を差し伸べる立ち直り支援活動等の非行少年を生まない社会づくり、防犯ボランティア活動の活性化等の取組を推進している。



防犯ボランティアの活動

5 良好な生活環境の保持

(1) 風俗営業等の状況

① 風俗営業の状況

警察では、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（以下「風営適正化法」という。）に基づき、風俗営業等に対して必要な規制を加えるとともに、風俗営業者の自主的な健全化のための活動を支援し、業務の適正化を図っている。

② 性風俗関連特殊営業の状況

近年、無店舗型性風俗特殊営業や映像送信型性風俗特殊営業の届出数が増加している。なお、平成22年の風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令の改正によりラブホテル等営業の範囲が拡大されたため、23年には、店舗型性風俗特殊営業のうち第4号営業（ラブホテル等営業）の届出数が大幅に増加した。

③ 深夜酒類提供飲食店営業の状況

深夜酒類提供飲食店の営業所数は、最近5年間ほぼ横ばいである。

(2) 売春事犯及び風俗関係事犯の現状

① 売春事犯

平成23年中の売春事犯の総検挙人員に占める暴力団構成員及び準構成員の割合は19.7%（133人）と、依然として売春事犯が暴力団の資金源になっていることがうかがわれる。

最近では、携帯電話の出会い系サイトを利用する事犯のほか、女性に債務を負わせて売春を強要したり、派遣型ファッションヘルスを仮装したりするなどの悪質な事犯もみられる。

表2-16 風俗営業の営業所数の推移（平成19～23年）

区分	年次				
	19	20	21	22	23
総数(軒)	109,135	106,864	104,920	102,207	99,994
第1号営業(キャバレー等)	4,080	3,668	3,379	3,128	2,933
第2号営業(料理店、カフェ等)	67,352	67,330	67,034	66,009	65,313
第3号営業(ナイトクラブ等)	541	512	486	467	442
第4号営業(ダンスホール等)	241	232	216	197	187
第5号及び第6号営業	13	11	39	7	6
第7号営業	28,256	26,974	26,104	25,262	24,465
まあじやん屋	14,555	13,920	13,343	12,687	12,054
ぱちんこ屋等 ^(注)	13,585	12,937	12,652	12,479	12,323
その他	116	117	109	96	88
第8号営業(ゲームセンター等)	8,652	8,137	7,662	7,137	6,648

注：ぱちんこ屋及び回胴式遊技機等を設置して客に遊技させる営業

表2-17 性風俗関連特殊営業の届出数の推移（平成19～23年）

区分	年次				
	19	20	21	22	23
総数(件)	19,990	22,021	23,727	25,102	29,391
店舗型性風俗特殊営業	6,684	6,570	6,420	6,208	8,835
第1号営業(ソープランド等)	1,250	1,249	1,239	1,238	1,246
第2号営業(店舗型ファッションヘルス等)	875	862	847	836	822
第3号営業(ストリップ劇場等)	180	162	157	139	125
第4号営業(ラブホテル等)	4,031	3,944	3,837	3,692	6,259
第5号営業(アダルトショップ等)	348	353	340	303	272
第6号営業(出会い系喫茶等)	-	-	-	-	111
無店舗型性風俗特殊営業	12,071	14,035	15,682	16,983	18,336
第1号営業(派遣型ファッションヘルス等)	11,236	13,093	14,648	15,889	17,204
第2号営業(アダルトビデオ等通信販売)	835	942	1,034	1,094	1,132
映像送信型性風俗特殊営業	811	1,026	1,240	1,554	1,888
店舗型電話異性紹介営業	245	209	195	174	151
無店舗型電話異性紹介営業	179	181	190	183	181

表2-18 深夜酒類提供飲食店の営業所数の推移（平成19～23年）

区分	年次				
	19	20	21	22	23
総数(軒)	269,348	270,916	272,068	272,049	272,985

表2-19 売春防止法違反の検挙状況の推移（平成19～23年）

区分	年次	19		20		21		22		23	
		件数(件)	人員(人)	件数(件)	人員(人)	件数(件)	人員(人)	件数(件)	人員(人)	件数(件)	人員(人)
総数		1,867	775	1,842	662	1,562	747	1,386	727	1,138	675
街娯型	勧誘等	247	243	259	256	282	284	248	243	297	296
	場所提供	171	230	130	157	128	180	128	185	130	161
管理型	管理売春	8	14	7	18	6	7	3	4	1	3
	資金提供	3	3	4	4	4	4	7	7	9	9
	周旋	658	244	781	187	531	224	669	246	397	179
派遣型	契約	766	32	659	39	606	43	323	35	302	25
	その他	14	9	2	1	5	5	8	7	2	2

② 風俗関係事犯

23年中の風営適正化法による検挙状況についてみると、前年に比べ、禁止区域等営業の検挙件数等が減少している。

わいせつ事犯の検挙状況についてみると、検挙件数は、最近4年間連続して増加している。また、近年、コンピュータ・ネットワークを利用してわいせつな画像情報が

記録されたDVD等を販売する事犯が多くみられる。このほか、カジノバー等における賭博事犯では、ビデオカメラを設置して見張りを強化したり、店舗の扉を嚴重に補強したりするなど、警察の取締りから逃れるための悪質で巧妙な対策を講じているものがみられる。

(3) 人身取引^(注)事犯に対する取組

① 人身取引事犯の検挙状況等

近年、人身取引の防止・撲滅及び被害者の保護が国際的な課題となっており、警察では、平成21年の犯罪対策閣僚会議において策定された「人身取引対策行動計画2009」に沿って引き続き、入国管理局等の関係機関と連携し、悪質な経営者、仲介業者等の取締りを強化し、被害者の早期保護及び国内外の人身取引の実態解明を図っている。また、関係国の在日大使館、被害者を支援する民間団体等と緊密な情報交換を行っている。

23年中の人身取引事犯の検挙人員は33人で、その内訳は、経営者が11人、仲介業者が6人であった。また、警察で保護した人身取引事犯の被害者は25人で、その国籍は、タイ(12人)、フィリピン(8人)が多数を占めた。被害者の在留資格は、短期滞在(16人)が多数を占めた。

事例 Case

飲食店経営のタイ人の女(37)は、23年1月、別の飲食店で売春婦として働いていた被害女性(36)を知人が経営する店で売春婦として働かせるなどの目的で、代金200万円を支払って買い取った。被害女性は、日本までの渡航費用名目で500万円の借金を負わされ、売春して返済をするよう強要されていた。同年12月までに、被害女性を買い取った飲食店経営者を人身買受け罪で、被害女性を売り渡したタイ人の女(40)らを人身売渡し罪、職業安定法違反(有害業務の紹介)で、被害女性を買い取った飲食店経営者から女性を預って売春させていた店の経営者を売春防止法違反(売春をさせる契約)、出入国管理及び難民認定法違反(不法就労助長)で、それぞれ検挙した。なお、被害女性は、婦人相談所で一時保護され、その後、国際機関の支援により本国へ帰国した(長野)。

注：売春等の性的サービスをさせて搾取することなどを目的として、脅迫、欺もう等の手段を用いて、人を獲得、輸送、引き渡し等することをいう。対象が児童のときは、脅迫、欺もう等の手段を用いない場合であっても、人身取引とされる。

表2-20 風営適正化法違反の検挙状況の推移(平成19～23年)

区分	年次 件数・人員	19		20		21		22		23	
		件数(件)	人員(人)	件数(件)	人員(人)	件数(件)	人員(人)	件数(件)	人員(人)	件数(件)	人員(人)
総数		3,340	4,342	3,249	3,956	2,839	3,577	2,876	3,522	2,672	3,402
禁止区域等営業		569	1,102	532	1,074	503	1,044	502	984	463	842
年少者使用		512	713	439	598	352	486	296	416	308	419
客引き		649	1,020	537	815	515	769	585	844	533	791
無許可営業		622	757	656	836	577	725	580	753	545	767
構造設備・遊技機無承認変更		69	107	49	68	55	68	34	41	43	45
20歳未満の客への酒類等提供		109	229	101	200	63	135	66	128	73	135
その他		810	414	935	365	774	350	813	356	707	403

表2-21 わいせつ事犯の検挙状況の推移(平成19～23年)

区分	年次 件数・人員	19		20		21		22		23	
		件数(件)	人員(人)	件数(件)	人員(人)	件数(件)	人員(人)	件数(件)	人員(人)	件数(件)	人員(人)
総数		2,505	2,510	2,569	2,470	2,578	2,446	2,736	2,532	3,084	2,761
公然わいせつ		1,718	1,618	1,782	1,613	1,810	1,626	1,953	1,727	1,926	1,700
わいせつ物頒布等		787	892	787	857	768	820	783	805	1,158	1,061

② 匿名通報ダイヤルの運用

19年10月1日から、被害者本人からの申告が期待しにくく潜在化しやすい犯罪を早期に認知して検挙に結び付けるため、警察庁から委託を受けた民間団体が少年の福祉に係る一定の犯罪^(注1)や児童虐待、人身取引事犯や人身取引事犯のおそれがある犯罪^(注2)に関する通報を国民から電話又はインターネットにより匿名で受け付け、事件検挙への貢献度に応じて情報料を支払う「匿名通報ダイヤル」を運用している。23年末現在、通報件数は4,557件であり、このうち27件が事件解決等に結びついた。

(4) 銃砲刀剣類の適正管理と危険物対策

① 銃砲規制の厳格化と刃物規制の強化

平成23年末現在、銃砲刀剣類所持等取締法（以下「銃刀法」という。）に基づき、都道府県公安委員会の所持許可を受けている猟銃及び空気銃の数は24万6,783丁で、12万2,515人が許可を受けているが、23年中、申請を不許可等とした件数は27件、所持許可を取り消した件数は95件であった。

また、猟銃等の事故及び盗難を防止するため、毎年一斉検査を行うとともに、講習会等を通じて適正な取扱いや保管管理の徹底について指導を行うなどしており、猟銃等による事故の発生件数は、前年と比較して減少した。

他方、19年12月に長崎県佐世保市で発生した散弾銃使用殺傷事件及び20年6月に東京都千代田区で発生したダガーナイフ使用による無差別殺傷事件等を受け、21年12月までに、銃砲規制の厳格化と刃物規制の強化を内容とする銃刀法の一部を改正する法律が施行された。警察では、改正された銃刀法を厳正に運用し、銃砲刀剣類の所持許可の審査と行政処分を的確に行って不適格者の排除に努めるなど、銃砲刀剣類による事件・事故の未然防止に努めている。

② 危険物対策

火薬類、特定病原体等、放射性物質等の危険物の運搬に当たっては、火薬類取締法、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の規定に基づき、都道府県公安委員会にその旨を届け出ることとされている。

警察では、これらの危険物が安全に運搬されるよう、関係事業者に対して事前指導や指示等を行うとともに、これらの危険物の取扱場所への立入検査等により、その盗難、不正流出等の防止に努めている。

表 2-22 運搬届出・立入検査の状況（平成23年）

区 分	運搬届出受理件数（件）	立入検査の件数（件）
火薬類関係	36,317	15,433
特定病原体等関係	53	53
放射性同位元素等関係	1,415	5
核燃料物質等関係	566	19



危険物運搬車両の指導、取締り状況

注1：福祉犯のうち、未成年者喫煙禁止法、未成年者飲酒禁止法に規定する罪等一部の罪を除き、刑法の強制わいせつ罪（少年が被害者になるものに限る。）、未成年者略取、誘拐罪等を含めたもの

2：風営適正化法、売春防止法及び出入国管理及び難民認定法に規定する罪のうち一定のもの

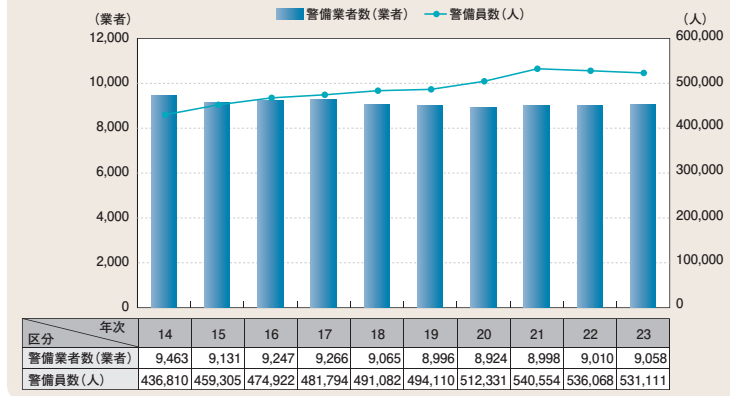
6 生活安全産業の育成と活用

(1) 警備業の育成

警備業は、施設警備、雑踏警備、交通誘導警備、現金輸送警備、ボディガード等の種々の形態を有しており、ホームセキュリティ等の機械警備の需要も拡大するなど、国民生活に幅広く生活安全サービスを提供している。また、空港や原子力発電所のようなテロの標的とされやすい施設での警備も行っている。

警察では、こうした警備業が果たす役割に鑑み、警備業法に基づき、警備業者に対する指導監督等を行い、警備業務の実施の適正と警備業の健全な育成を図っている。

図2-54 警備業者・警備員の推移（平成14～23年）



(2) 古物商・質屋を通じた盗品等の流通防止と被害回復

古物商や質屋では、その営業に係る古物や質物として盗品等を扱うおそれがあることから、古物営業法及び質屋営業法では、事業者に対し、これらの営業に係る業務について必要な規制等を定め、窃盗その他の犯罪の防止を図っている。

また、警察では、これらの法律に基づく品触れ^(注1)や指導監督等により、その被害の迅速な回復に努めている。

(3) 防犯設備関連業界との連携

警察では、より良質な防犯設備が供給されるよう、最新の犯罪情勢や手口の分析結果等を事業者に提供するなどして防犯設備の開発を支援している。

また、公益社団法人日本防犯設備協会が認定している防犯設備士等^(注2)は、防犯設備の設計、施工、維持管理に関する知識・技能を有する専門家として活躍している。警察では、同協会に対し、都道府県ごとに防犯設備士等の地域活動拠点を設立するよう働き掛けている。

表2-23 防犯設備士等の地域活動拠点

1	北海道防犯設備士協会	20	NPO法人 三重県防犯設備協会
2	青森県防犯設備協会	21	滋賀県防犯設備士協会
3	岩手県防犯設備協会	22	NPO法人 京都府防犯設備士協会
4	宮城県防犯設備士協会	23	NPO法人 大阪府防犯設備士協会
5	山形県防犯設備協会	24	NPO法人 兵庫県防犯設備協会
6	福島県防犯設備協会	25	奈良県防犯設備士協会
7	栃木県防犯設備協会	26	和歌山県防犯設備協会
8	一般社団法人 群馬県防犯設備協会	27	岡山県防犯設備業防犯協力会
9	一般社団法人 埼玉県防犯設備士協会	28	NPO法人 広島県生活安全防犯協会
10	NPO法人 東京都セキュリティ促進協力会	29	山口県防犯設備士協会
11	一般社団法人 千葉県防犯設備協会	30	一般社団法人 徳島県防犯設備協会
12	NPO法人 神奈川県防犯設備士協会	31	香川県防犯設備業防犯協力会
13	NPO法人 山梨県防犯設備士協会	32	NPO法人 高知県防犯設備協会
14	静岡県防犯設備士生活安全協議会	33	NPO法人 福岡県防犯設備士協会
15	富山県防犯設備協会	34	熊本県防犯設備協会
16	石川県防犯設備促進協力会	35	大分県防犯設備士協会
17	NPO法人 福井県防犯設備協会	36	NPO法人 宮崎県防犯設備士協会
18	岐阜県防犯設備協会	37	鹿児島県防犯設備協会
19	愛知県セルフガード協会		

公益社団法人日本防犯設備協会資料による(平成24年4月1日現在)。

(4) 探偵業に係る業務の運営の適正化

警察では、探偵業の業務の適正化に関する法律に基づき、探偵業者の業務実態を把握するとともに、違法行為に対しては厳正に対処し、探偵業務の運営の適正化を図っている。

注1：警察本部長等が、盗品等の発見のために必要があると認めたとときに、古物商又は古物市場主に対して被害品の特徴等を通知し、その有無の確認及び届出を求めるもの

2：防犯設備士（平成24年4月4日現在22,511人）、総合防犯設備士（同322人）

第4節

少年の非行防止と健全育成

1 少年非行の概況

(1) 少年非行情勢

平成23年中の刑法犯少年の検挙人員は7万7,696人と、前年より8,150人(9.5%)減少し、8年連続の減少となった。しかし、同年齢層人口1,000人当たりの検挙人員は10.7人で成人の4.9倍となっており、引き続き高い水準にある。

23年中の触法少年(刑法)の補導人員は1万6,616人と、前年より1,111人(6.3%)減少した。不良行為少年の補導人員は101万3,167人と、前年より1,203人(0.1%)増加し、14年以降100万人を超える状態が続いている。

図2-55 刑法犯少年の検挙人員・人口比の推移(昭和24～平成23年)

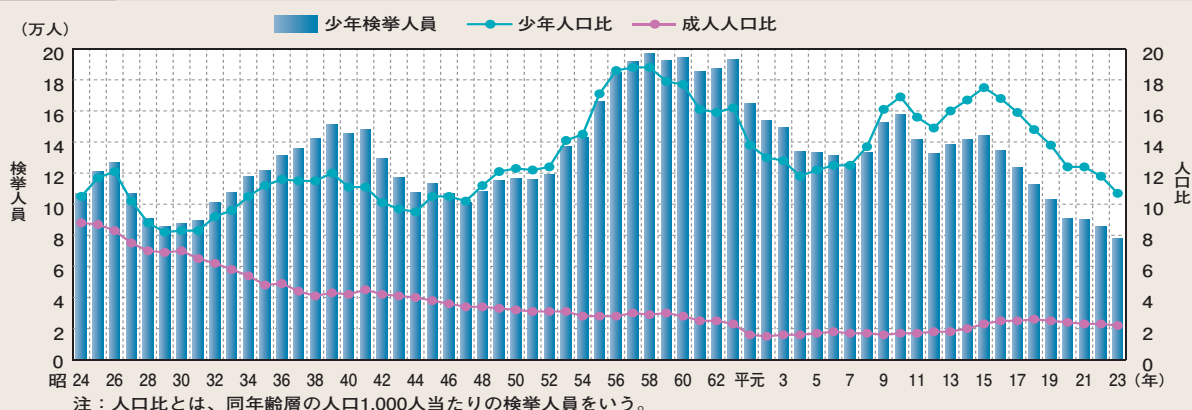


表2-24 触法少年(刑法)の補導人員の推移(平成14～23年)

区分	年次	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23
補導人員(人)		20,477	21,539	20,191	20,519	18,787	17,904	17,568	18,029	17,727	16,616
凶悪犯		144	212	219	202	225	171	110	143	103	104
粗暴犯		1,613	1,467	1,301	1,624	1,467	1,425	1,347	1,336	1,497	1,438
窃盗犯		14,257	14,448	13,710	13,336	11,945	11,193	11,356	12,026	12,077	11,383
知能犯		31	39	46	57	63	55	65	68	60	68
風俗犯		131	132	116	116	117	138	137	166	175	185
その他の刑法犯		4,301	5,241	4,799	5,184	4,970	4,922	4,553	4,290	3,815	3,438

表2-25 不良行為少年の補導人員の推移(平成14～23年)

区分	年次	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23
補導人員(人)		1,122,233	1,298,568	1,419,085	1,367,351	1,427,928	1,551,726	1,361,769	1,013,840	1,011,964	1,013,167
深夜はいかい		475,594	577,082	669,214	671,175	719,732	795,430	732,838	554,078	549,798	564,575
喫煙		480,598	542,214	575,749	545,601	557,079	602,763	497,658	364,956	363,658	353,258
その他		166,041	179,272	174,122	150,575	151,117	153,533	131,273	94,806	98,508	95,334

(2) 平成23年中の少年非行の主な特徴

① 刑法犯少年

平成23年中に検挙した少年の包括罪種別検挙人員は表2-26のとおりであり、窃盗犯や粗暴犯が前年より減少した一方で、風俗犯が前年より増加した。また、社会の耳目を集めるような、少年による重大な事件が続発した。

表2-26 刑法犯少年の包括罪種別検挙人員の推移（平成14～23年）

区分	年次	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23
総数(人)		141,775	144,404	134,847	123,715	112,817	103,224	90,966	90,282	85,846	77,696
凶悪犯		1,986	2,212	1,584	1,441	1,170	1,042	956	949	783	785
粗暴犯		15,954	14,356	11,439	10,458	9,817	9,248	8,645	7,653	7,729	7,276
窃盗犯		83,300	81,512	76,637	71,147	62,637	58,150	52,557	54,784	52,435	47,776
知能犯		632	784	1,240	1,160	1,294	1,142	1,135	1,144	978	971
風俗犯		347	425	344	383	346	341	389	399	437	466
その他の刑法犯		39,556	45,115	43,603	39,126	37,553	33,301	27,284	25,353	23,484	20,422

事例 1

Case

男子高校生(16)は、23年11月、刃物で女子中学生の顎部を突き刺して殺害しようとし、さらに、同年12月、刃物で女子小学生の背部及び胸部等を突き刺して殺害しようとした。同月、殺人未遂等で逮捕した(埼玉、千葉)。

事例 2

Case

専門学校生(18)ら5人は、23年3月、東日本大震災の津波により被災した店舗内設置の現金自動預払機(ATM)を破壊し、現金約1,300万円を窃取した。同年7月、窃盗罪で逮捕した(宮城)。

事例 3

Case

予備校生(19)は、23年2月、京都大学等の入学試験において、携帯電話の使用によりインターネット掲示板に試験問題を投稿して得た閲覧者からの回答を用いて解答し、同大学等の業務を妨害した。同年3月、偽計業務妨害罪で逮捕した(京都、警視庁)。

② 再犯者

23年中の刑法犯少年の再犯者数は8年連続で減少したが、刑法犯少年全体に占める割合は14年連続で増加し、23年は32.7%と、前年より1.2ポイント上昇し、昭和47年以降で最も高くなっている。

③ 中学生・高校生の検挙・補導人員(刑法)

23年中の刑法犯少年及び触法少年(刑法)のうち、中学生は3万7,946人、高校生は3万3,033人となっており、19年以降、中学生が高校生を上回っている。

図2-56 刑法犯少年の再犯者数・再犯者率の推移(平成14～23年)

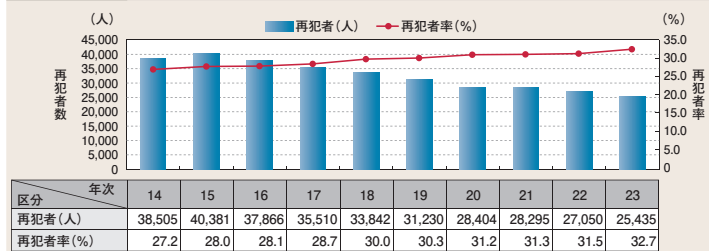
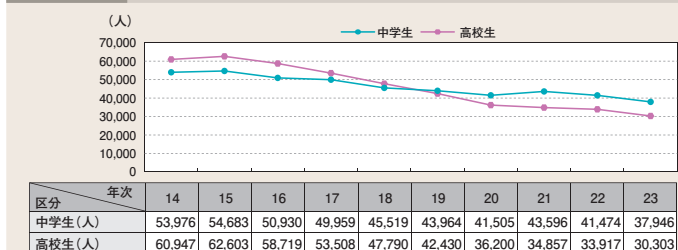


図2-57 中学生・高校生の検挙・補導人員(刑法)の推移(平成14～23年)



2 総合的な少年非行防止対策

(1) 非行少年を生まない社会づくり

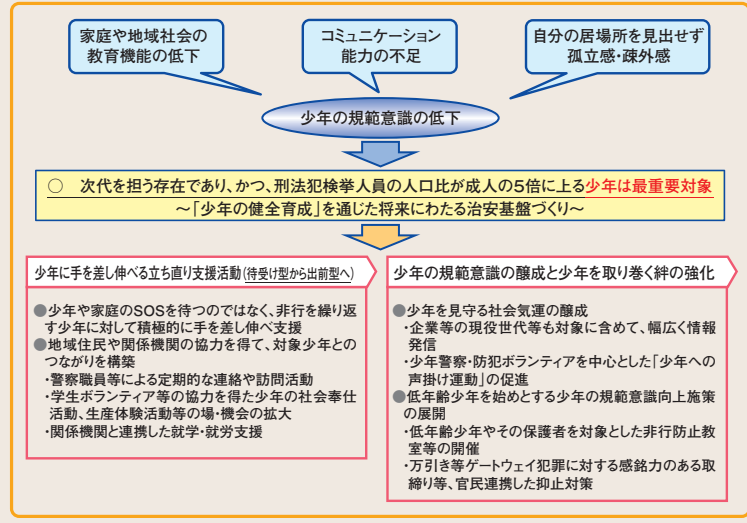
警察では、全都道府県警察に少年サポートセンターを設置^(注)し、少年補導職員を中心に総合的な非行防止対策を行っている。平成22年からは、警察署の少年部門とともに、少年の規範意識の向上及び社会との絆の強化を図る観点から、少年に手を差し伸べる立ち直り支援活動や少年を厳しくも温かい目で見守る社会気運の醸成等、非行少年を生まない社会づくりに取り組んでいる。

① 継続補導、立ち直り支援活動

少年相談や街頭補導活動を通じて関わった少年に対し、本人や保護者等の申出に応じて、面接・家庭訪問により指導、助言したり、社会奉仕活動等への参加を促すことなどによる立ち直り支援活動を行っているほか、いじめや性犯罪の被害を受けた少年に対しては、継続的に悩みを聞いたり、カウンセリングを行ったりしている。

22年からは、これらに加え、かつて取扱いのあった少年及びその保護者に積極的に連絡をとり手を差し伸べ、周囲の環境や自身に問題を抱え、再び非行に走りかねない少年の立ち直りを支援する活動を推進している。

図 2-58 非行少年を生まない社会づくり



コラム ① 農業体験による居場所づくり

少年の立ち直り支援は、少年と地域社会との絆を構築することが重要であるため、地域のボランティアや住民等と協働して少年を社会奉仕体験活動や生産体験活動へ参加させることによる居場所づくり活動を中心に行われているが、とりわけ農業体験活動は、協調性の向上や自己肯定感の獲得が期待されることから、少年の居場所づくり活動として各地で展開されている。

② 少年相談活動

少年や保護者等からの悩みや困りごとの相談に応じ、心理学や教育学の専門知識を有する職員や少年非行の取扱経験の豊富な職員が、親身に指導・助言を行っている。面接のほか、気軽に相談できるよう、フリーダイヤルの電話や電子メールでも相談に応じている。

③ 街頭補導活動

少年の集まる繁華街、学校周辺、通学路、公園等において、学校その他関係機関やボランティア等地域住民と共同で喫煙や深夜はいかい等をしている少年に指導注意を行う街頭補導活動を実施している。

図 2-59 少年サポートセンター



注：平成24年4月1日現在、全国に193か所（うち警察施設以外65か所）の少年サポートセンターが設置されている。

④ 広報啓発活動

学校で非行防止教室、薬物乱用防止教室等を実施するとともに、地域住民や少年の保護者が参加する非行少年問題に関する座談会を開催するなどして、地域の非行情勢や非行要因・犯罪被害の実態等について情報発信し、少年警察活動等についての理解を促している。

(2) 学校その他関係機関との連携確保

① 少年サポートチーム

個々の少年の問題状況に応じた的確な対応を行うため、学校、警察、児童相談所等の担当者から成る少年サポートチームを編成し、それぞれの専門分野に応じた役割分担の下、少年への指導・助言を行っている。また、少年サポートチームの効果的な運用を図るため、警察庁と文部科学省が合同で、都道府県警察や関係機関・団体の実務担当者等による協議会を実施している。

② 学校と警察との連携

教育委員会等と警察との間で締結した協定等に基づき、非行少年等問題を有する児童・生徒に関する情報を学校と警察が相互に通知する学校・警察連絡制度が、全都道府県で運用されている。また、警察署の管轄区域や市区町村の区域を単位に、平成24年4月1日現在、全都道府県で約2,700の学校警察連絡協議会が設けられている。

③ スクールサポーター

退職した警察官等をスクールサポーターとして警察署等に配置し、学校からの要請に応じて派遣している。スクールサポーターは「警察と学校との橋渡し役」として、学校における少年の問題行動等への対応、巡回活動、相談活動、児童の安全確保に関する助言等を行っている。24年4月1日現在、43都道府県で約600人が配置されている。

(3) 少年警察ボランティアとの連携

警察では、平成24年4月1日現在、全国で少年補導員^(注1)約5万2,000人、少年警察協助力員^(注2)約300人、少年指導委員^(注3)約6,700人等のボランティアを委嘱しており、協力して街頭補導活動、立ち直り支援活動その他少年の健全育成のための活動を推進している。また、24年3月現在、大学生を中心とした少年警察学生ボランティア約4,400人が全国で活動しており、少年と年齢が近くその心情や行動を理解しやすいなどの特性を生かし、学習支援活動や少年の居場所づくり活動等にも取り組んでいる。



少年警察ボランティアと協働した清掃活動

(4) 少年事件対策

警察では、少年の健全育成のために適切な保護処分が行われるよう、都道府県警察本部に少年事件指導官を置き、個々の少年の特性に応じた取調べ等を行うとともに、客観的証拠の収集や裏付け捜査等を徹底して厳格な非行事実の特定等を行うよう、捜査員等に対する指導・教養を行い、少年事件の厳正かつ的確な捜査・調査に努めている。

注1：街頭補導活動、環境浄化活動を始めとする幅広い非行防止活動に従事している。

注2：非行集団に所属する少年を集団から離脱させ、非行を防止するための指導相談に従事している。

注3：風営適正化法に基づき、都道府県公安委員会から委嘱を受け、少年を有害な風俗環境の影響から守るための少年補導活動や風俗営業者等への助言活動に従事している。

警察活動の最前線



アビーくん

犯人を追い続けて

青森県八戸警察署刑事第一課

佐々木 崇 警部補

「人として恥ずかしいことをしたと気付きました」被災地を狙った津波泥棒の犯人が自供した瞬間です。

これより5か月前、東日本大震災により管内の沿岸部は津波被害を受け、住民は途方に暮れていました。そんな中、震災3日後の深夜、被災地区で十数件の連続空き巣事件が発生しました。住民が避難し無人となった住宅から現金やテレビ等が盗まれたのです。

私たちは、懸命に聞き込み捜査をしましたが、有力な情報はありませんでした。私は、廃屋と化した住宅を果敢と見つめる被害者のために「犯人を絶対に逮捕する」と強く決意し、数名の部下とともに近隣の不良グループの分析や他の被災地区での聞き込みを継続して、目に見えぬ犯人を追い続けたのです。

数か月後、一人の刑事が「別の窃盗事件で捜査中の男が津波泥棒をしたらしい」との情報を聞き込んで来ました。そして、その20代の男を取り調べた結果、犯行を自供。発生から5か月以上を経て、少年を含む計6名を逮捕し、被害品の一部を被害者に返すことができたのです。卑怯なやつは許さない、という刑事の執念が報われた瞬間でした。

私たちは、全ての住民が安心し、笑顔で暮らせる日が来るまで、これからも犯人を追い続けます。



うずしお君

少年の健全育成を目指して

前 徳島県警察本部生活安全部少年課（現 阿南警察署生活安全課）

久米 葉子 警部補

私は、少年事件捜査のほか、少年の福祉を害する犯罪（福祉犯）の取締りに当たっており、主に被害者からの事情聴取等を担当しています。

「この事件って誰が被害者なん？」ある福祉犯の被害者が発した言葉です。その被害者は当時16歳の女の子でしたが、スナックでホステスとして働かされていました。

もちろん、子どもに悪影響を及ぼす環境で働かせた大人が悪いのですが、このように被害者側に被害意識がないのが福祉犯の特徴といえるのです。

その被害者も後で「誘われた時にはっきり断ればよかった」と述べていましたが、最近の福祉犯被害者は、コミュニティサイト等で知り合った面識のない人に対しても「嫌われたくない」という思いから、相手に要求されるままに、メールで裸の写真を送ったり、性犯罪の被害に遭うといった事案が多くなっていると実感しています。

今後は事件検挙とともに、防犯教室等を通じて、悪い大人の誘いに惑わされることなくダメなものはダメと断ることの重要性を子どもたちに知ってもらい、福祉犯被害者を一人でも減らしたいと考えています。

